

目 次

巻頭言

悩みの変化……………学生相談室長 櫻井 鼓 …… 3

I 論文

「フロイトへの回帰」の前夜 1950年における精神分析の進展とラカン

……………非常勤相談員 河野 一紀 …… 4

II 2024年度学生相談室活動報告……………専任相談員 荒木 浩子 …… 22

III 企画報告書……………非常勤相談員 山本 悠介 …… 37

IV 資 料

1. 追手門学院大学学生相談室規程
2. 追手門学院大学学生支援委員会規程
3. 学生相談室の事業・活動内容
4. 心理的緊急ケアの手順
5. 2024年度月別相談件数集計表（実数、延数）
6. 2024年度相談件数集計表（実数、延数）
7. 2024年度学生相談室活動報告一覧表
8. 各種ビラ
9. 2025年度学生相談室活動予定一覧表
10. 2024年度学生相談室スタッフ一覧

巻頭言

悩みの変化

学生相談室長 櫻井 鼓

本学は、ここ数年、変化が激しい。2022年4月に国際学部と文学部の開設、2023年4月に法学部の開設、2025年4月に理工学部の開設と続き、さらに2025年度は茨木総持寺キャンパスがメインキャンパス化した。学生も年々増加し、2025年5月現在の学生数は1万人に近くなった。こういった変化に対し、学生相談室でも非常勤相談員を増加したり、総持寺キャンパスの相談室を新しくするなどしてきている。こういった環境の中、相談員の先生方には柔軟に対応していただいているところでもある。

ところで、受験期にある若者と一緒に過ごしていると、自然と、勉強の内容についても聞く機会が増える。自分が人間だからかもしれないが、さまざまな教科の中でも、特に生物学というのは興味深い。先日は、突然変異の話であった。私は生物学者ではないから、正確性を欠くかもしれないが、突然変異というのは偶然起き、その変異がその種にとって有利だったら、後世に残っていくのだという。

大学や学生相談室の体制の変化はあっても、人の悩みというのは、そうそう変化が訪れない。悩みに拘泥している自分のことを、嫌にもなってしまう。周りの人たちがまぶしく見えて、自分だけ遅れているように思えるときもあるだろう。しかし、変化のチャンスというのは、偶然やってくるものかもしれない。そしてそれが案外、大きな転機になるかもしれない。だから決して、失望する必要はない。

2024年、学生相談室は、3月に高辻優子先生がご退任され、4月に新たに久山光先生、岩見眸先生、島田友紀先生、江口佐和子先生、神谷文子先生、奥村円香先生をお迎えし、10月には高辻優子を再度お迎えした。2024年度の取組として、総持寺キャンパス学生相談室の非常勤相談員増員、非常勤相談員による本学教職員を対象とした研修での講義やグループワーク企画がなされた。学生相談室の人員体制や相談利用状況は学生相談室専任教員である荒木浩子先生が、今年も詳しい活動報告を書いておられるのでそちらを参照していただければと思う。また本号には、非常勤相談員の河野一紀先生の論文も掲載されているので、ぜひご一読願いたい。

2024年度も、関係部署、その他学内外の多くの方々のご支援をいただいたことに感謝申し上げます。

論文

「フロイトへの回帰」の前夜 1950年における精神分析の進展とラカン

非常勤相談員 河野 一 紀

1. はじめに

1950年9月18日から27日にかけてパリで、大会長ジャン・ドレーJean Delay、事務局長アンリ・エーHenri Eyのもと、第一回世界精神医学大会が開催された¹。その第5部門「心理療法 精神分析、心身医学」の総会は、「精神分析の進展と現在の傾向」というテーマで、9月26日にソルボンヌ大講堂で行われた。

大会に先立ち、企画責任者であるシカゴのフランツ・アレクサンダーFranz Alexander (1891-1964)をはじめ、ロンドンのアナ・フロイト Anna Freud (1895-1982)、米国シンシナティのモーリス・レヴィン Maurice Levine (1902-1971)、ニューヨークのレーモン・ド＝ソシュール Raymond de Saussure (1894-1971)による基調報告が発表されていた²。総会では、アレクサンダーによる開会の辞の後、4人の報告者から各報告の要約が提示された³。続いて、基調報告をめぐって各国の精神分析協会や精神医学会で行われた議論の概要について、モーリス・ベナシーBénassy, M. (1904-1985)による報告が共有された⁴。そして、マリー・ボナパルト、メラニー・クライン、ルネ・ラフォルグ、シャルル・オディエ、ダニエル・ラガシュ、そしてジャック・ラカンらが報告に対するコメントを行い、討議が交わされた。

当日のラカンのコメントは『他のエクリ』に収録されており、現在では容易に参照可能である⁵。しかしながら、そのテキストを読むだけでは、当時の文脈における発言の射程を十分に理解することは困難である。というのも、同書には、ラカンの批判が向けられていたアレクサンダーやソシュールの報告テキストが収め

られていないからである。そこで本稿では、第一回世界精神医学大会の資料をもとに当日の議論を再構成することで、1950年という時期——前年の1949年にはクロード・レヴィ＝ストロースと知り合い、その仕事に急速に傾倒していくと同時に、第16回精神分析国際大会において鏡像段階論を再び世に問い、そして翌年の1951年にはフロイトの症例を検討するセミナーを開始した、「フロイトへの回帰」の前夜に当たる時期——に、ラカンがいかなる理論的立場を取り、精神分析の新潮流と対峙していたかを明らかにしていく。

2. 当時の精神分析の状況

アレクサンダーは報告に先立つ開会の辞で、レヴィンを除く3名の報告者は精神分析の展開をそれぞれ異なる観点から検討しているが、ひとつの理論的方針、すなわち神経症を「自我の機能が、本能的要求相互の、およびそれらと環境との調整という責務を果たすことに失敗している状態」⁶とみなす立場を共有していると指摘する。ここから、「精神分析の進展と現在の傾向」という総会のテーマは、アメリカにおける自我心理学の展開を念頭に発案されたことが推察される。このことは実際、先の指摘に続くアレクサンダーの主張によっても裏付けられている。それによれば、治療における進展とは、自我がその統合機能をより十分に実行できるようにすることにあり、そのためには、この機能の損傷を引き起こした幼少期の環境からの影響を修正する必要があるという。

児童分析においては、こうした問題は直接的に取り扱うことが可能である。一方、成人の分析では、転

移のなかで病因となった家族状況を再現し、その状況を「正しい取り扱い」⁷を通じて、葛藤に対して新たに対処する機会をつくりだすことが目指される。以上を踏まえ、アレクサンダーは、転移状況の「正しい取り扱い」とは具体的に何なのかという問いこそが議論の主題であると述べる。そして、精神分析の技法をより良いものとするためには、確立された技法をそのまま保存し伝達してだけでなく、理論と技法を再検討することを通じて知を進歩させることが必要であると強調している。

2-1. アレクサンダーの報告

アレクサンダーは「精神分析の進展と今日的傾向」⁸と題した報告を始めるにあたり、精神分析の進展が人格についての理解の進歩と密接に関連していると指摘し、その進展を三段階に区分している。

精神分析はまず「力動的無意識の発見」から始まった。フロイト以前の心理学は、常識に照らして理解可能な心的現象をもっぱら扱っており、常識では説明できない非合理的な心的現象は脳生理学的変化に起因すると考えられていたとされる。これに対してフロイトは、あらゆる心的現象は、正常か病的かを問わず、心理的動機から説明可能であるとする考えを打ち出した。そして、夢や症状、失錯行為には意識的動機を認めることはできないが、無意識的動機を理解を通じてその意味を把握することが可能であると主張し、人格を意識だけでなく無意識を含む不均質なシステムとみなしたのであった。さらにアレクサンダーは、無意識の心的過程は原始的な性質を持ち、前言語的段階へと位置づけられるとしたうえで、前言語的かつ願望充足的な思考を現実に対応した心的過程へと置き換えていくプロセスとして心的成熟を定義している。

続いて、精神分析の進展は、自由連想法や夢解釈、さらには症状の象徴的解釈といった「無意識のプロセスの研究に適した方法の展開」というかたちで生じた。これらの方法によって、抑圧や置換、投影、合理化、昇華などの基本的な心的機制、さらには前言語的な感情表現や思考の様式が明らかにされた

という。アレクサンダーによれば、精神分析の方法はあらゆる科学と同様に、我々が普段用いている観察と推論の延長線上にあり、「精神分析は、それ以前の心理学的方法とは異なり、他人の動機や行動を理解するために用いられている常識的な方法をただ改良したに過ぎない」⁹。そして、いわゆる「常識心理学」に無意識の心的過程を読解するための修正を加え、他者理解の方法を改良することを通じて、精神分析は原始的で前言語的な象徴的表現を、常識心理学で扱われる言語化された思考へと「翻訳」¹⁰する方法を手に入れたとの見方が提示される¹¹。

第三の段階への進展は、フロイトが『自我とエス』(1923)において、エス・自我・超自我の区分に基づいた構造論を提示したことによって始まり、抑圧された心的内容の解明というそれ以前の関心に代えて、「自我の諸機能の研究」が中心に据えられるようになった。アレクサンダーは、この進展において最も重要な点は、心的機能が有機体全体との関係において構想されたことにあると指摘する。こうして、自我の機能とは組織化された合理的な行動を実行し、有機体内の恒常性を維持する機能、つまり興奮の水準を一定に保つホメオスタシスの機能に等しいと考えられるようになった。さらに、この機能を実行するために、自我にはその内部と外部を知覚する力、随意的行動を制御する力、そして何よりも本能的衝動を内的・外的要請へと適応させ、それらを統合する力が備わっているとされた。自我は経験を通じて、衝動の即時的満足を求める傾向、すなわち快原理に抗して、満足を先延ばしにし、衝動を環境へと適応させる方法を身に付けるなかで、現実原理に従って作動するようになる。自我が内的・外的要請と調和させることのできない本能的衝動に脅かされる場合、葛藤や不安が生じるが、自我は様々な防衛機制によってそれらに対処する。こうした視点からは、精神病理はもっぱら自我の統合機能の失敗、および防衛機制の破綻の結果として理解される。

自我の諸機能の研究の展開は、精神分析の治療目標と技法にも変化をもたらさずにはおかない。治療の重心は、抑圧された無意識の素材の理解か

ら、自我の防衛機制の取り扱いへと移っていった。治療の目的もまた、自我が抑圧されたものを統合できるようにするために、自我の防衛機制を変容させ、統合の能力を高めることへと変化した。この点についてアレクサンダーは、「自我の機能は洞察を通じた統御である」¹²と定義しており、その実現には転移と抵抗の取り扱いが最重要の課題であると考えた。そうした治療の方針のなかに、アレクサンダーは修正情動体験 *corrective emotional experience* という自身の概念を位置づける。これは、幼児期に経験した環境の病理的影響を中和するような分析家の態度のもとで、未解決の葛藤に再び取り組む体験を指している。そうした作業を通じて、不安を生じさせるような超自我、すなわち内在化された親のイメージの影響下から脱し、心的成熟に相応しい自律的判断を身に付けることで不安は解消される。同時に、防衛機制の在り方も変容し、その結果として自我の統合能力が回復、さらには強化され、ある種の自己統治が確立される¹³。

しかしながら、修正情動体験に対しては、分析家への患者の依存的関係を前提とするために、治癒が先延ばしにされるという問題が当時から指摘されていた。この点に対する技法上の修正として、アレクサンダーは、治療の連続性を維持しつつ、セッションの頻度を最小限に減らす、短期間あるいは長期間の中断を適切なタイミングで設けるといった提案をしている。また、自立への動機づけを高めるために、患者に対して治療外での新たな人生経験を奨励するという方法も採用された。つまり、分析家はもっぱら中立性を維持しながら解釈を行うだけでなく、自立/自律を獲得するための行動へと患者を積極的に促すことが推奨されたのだが、これは精神分析の従来の方法からの逸脱とも捉えられかねないものであった。しかし、アレクサンダーは、「フレッシュで、ドグマ的でない、実験的な精神の覚醒」こそが今日の精神分析の進展を支えていると強調し、それはフロイトが遺した精神分析をそのまま保存されるべき「固定的で活気のない体系」¹⁴とみなす態度を捨て去ることに他ならないと主張している。

2-2. アナ・フロイトの報告

アナ・フロイトの報告、「精神分析的児童心理学の進展の意義」¹⁵では、過去 25 年間に精神分析的児童心理学に導入された理論的修正と発展についての検討がなされている。これらを支えるデータは、成人の神経症者・精神病者の分析、非神経症者と神経症者の夢分析、神経症児の分析における観察、さらに分析を体験した保護者および分析を体験した教育や特殊教育の専門家による子どもの観察など、多様な領域から収集されたものであった。

幼児期についての理論は、精神分析において中心的位置を占めており、その更新は成人の精神障害の理解や治療技法に直接的な影響を及ぼさずにはおかない。また、リビードや対象関係の発達を含むがゆえに、その理論は教育、犯罪学、社会学などの関連分野にも応用可能であり、場合によってはその基盤にもなりうる。アナ・フロイトは主張する。

このような射程を持つ幼児期の理論の進展を検討するにあたり、アナは父ジークムントによって 1920 年から 1926 年にかけてなされた三つの重要な理論的修正を取り上げる¹⁶。第一の修正は、「快原理の彼岸」(1920)における攻撃性の再定義である。ここにおいて、攻撃性は環境要因への反応ではなく、生得的な破壊衝動の表出として位置づけ直された。そして、人間の本能的衝動は生の本能と死の本能の二元論というかたちで理解され、幼児が最初の対象と取り結ぶ関係は、愛憎が入り混じったものであると考えられた。さらに、死の本能という概念は早期の反社会的反応や自傷傾向の説明をも可能にしたのであったが、このような文脈においてアナは論敵であるメラニー・クラインの理論に言及している。

第二には、「制止、症状、不安」(1926)での不安概念の再定式化が挙げられる。これによって、抑圧されたリビードが不安に転じるという当初の仮説は放棄され、自我こそが不安の源泉であり、不安は自我が内的・外的危険に脅かされた際に生じるシグナルとみなされるようになった。ここで問題となる危険とは、自我の統合機能を脅かすものであり、本能的衝動そのものの強さ、本能的衝動と外的環境との葛

藤、本能的衝動と超自我との葛藤に大別される。そして、不安は危険に対する自我の正常な反応である限りにおいて、不安を完全に除去したり、そもそも生じないようにすることは不可能であり、治療や教育の目標はむしろ、自我の不安に対処する能力を向上させることにあると考えられるようになった。

第三には、防衛概念の再評価である。アナ・フロイトによれば、防衛は自我が葛藤や不安に対処するためのあらゆる手管を指す。この理論的修正によって、各々の防衛機制が心的装置の組織化のどの段階と結びついているかということに関心が向けられるようになった。ここでもまた、投影 projection や取り入れ introjection といった最初期の防衛機制の病理的側面を明らかにするものとして、クラインの仕事にアナは言及している。防衛概念の再評価はまた、心的発達の正常・異常を論じる際に、単にリビードの量的問題だけでなく、防衛機制の構造という質的側面への関心を促すものであった。こうして、発達段階に応じた適切な防衛機制の使用という視点が新たに重要なものとして位置づけられた。

以上を踏まえ、アナ・フロイトは幼児期における本能充足に関する障害を外的要因と内的要因から整理している。外的要因には、愛の対象の不在や離別、拒絶による満足の機会の欠如、食事制限や厳格なトイレトレーニングなどによる満足の制限、

エディプス状況に代表される、制止をもたらず存在による満足の不可能性、超自我による禁止が含まれる。他方で、内的要因としては、愛憎や生死の水準での本能的衝動の衝突¹⁷、能動-受動、男性-女性、サディズム-マゾヒズムの水準でのリビード間の衝突、自我に統合されない衝動間の葛藤、

正常な成熟過程における自我とエスの葛藤が挙げられている。

興味深いのは、報告の最後にアナ・フロイトが、こうした理論的知見を「実験」¹⁸によって検証し、反証へと開いていく必要性を説いている点である。ここでの「実験」とは、実験室のような管理された状況での実験ではなく、「運命によって供される強いられた偶発的な実験」とされる。そうした状況では、通常は複

合して作用する諸要因のうち、特定の因子の影響を単離して観察することが可能であるという。具体的には、早期に家族から引き離され、両親を知らずに育った強制収容所の子どもたちの状況や、乳幼児期を家族以外の集団のなかで過ごした子どもたちの状況をアナは挙げており、前者では子どもと母親のリビードの関係という要因が、後者ではエディプス状況という要因が除外されているという。こうした主張には、当時の時代背景だけでなく、観察や実験を重視するアナ・フロイトの実証的姿勢が見て取れる。

2-3. レヴィンの報告

「アメリカにおける精神分析の動向」¹⁹においてレヴィンは、過去 20 年間におけるアメリカの精神分析の発展について調査し、25 名の精神分析家からの書面回答に基づいた結果を提示し、さらに自身の見解を踏まえた評価を行っている。

まず、精神分析家を対象とした調査からは、アメリカにおける精神分析の発展について以下のような傾向が指摘された。心身医学の発展への影響、人類学、社会学、臨床心理学などの他分野との学際的交流、医学界における受容、精神医学との統合、より短期で柔軟な治療の試みとそれに伴う技法の修正、精神病の治療への関心の高さ、精神分析インスティテュートの数や規模の拡大、一般大衆による受容、ソーシャルワーカーによる精神分析の知見の応用、軍隊での採用、精神分析の原理の希釈、短絡、皮相的理解、折衷主義、ヨーロッパからの分析家の流入。さらに、少数意見としては、地域保健プログラムへの精神分析家の参加、公衆衛生局や退役軍人庁の顧問職への精神分析家の採用、集団精神療法の発展への影響、ユングやアドラーなど精神分析から派生した学派の影響力の低さなどが挙げたという。

以上の結果を踏まえつつ、レヴィンはアメリカ精神分析の発展における 3 つの主要な特徴について自らの考えを提示している。第一の特徴は、精神分析が「アメリカにおける精神医学の発展全体の根幹と推進を担う精神」²⁰となったという点である。今日で

はもはや考えられないことだが、当時のアメリカ精神医学においては、指導的立場にある人物の多くは精神分析家であるか、精神分析的アプローチを修得した者であったという。このため、精神分析は精神医学にとってもはや「外部の学問領域」ではなく、精神医学へと広く統合された領域として位置づけられていたと指摘されている。

もっとも、このような傾向に対しては、先の調査結果にも見られたように、精神分析の希釈化への懸念が提起されてもいた。これに対してレヴィンは、そうした危険を認めつつも、自身の学んでいるものが精神分析的アプローチ全体のごく一部に過ぎず、精神分析家と同じように振る舞うことは危険であることを医学生に十分に理解させるかたちで教育が行われる限り、希釈化は起こらないという考えを示している²¹。すなわち、医学生は症例を通じて不安や疑念を喚起するような概念(エディプスコンプレクス、去勢不安、同性愛衝動など)にいくらか触れるが、実践においては、不安を喚起する葛藤の表面化を避けるため解釈を行うことを禁止し、指導医とともに自身の不安や転移・逆転移を精査するなどの制限・管理によって希釈化は回避されるという²²。

第二の特徴は、精神分析が患者の理解と治療に関して、医学的アプローチ全般の基礎的枠組みとなった点である。これは精神分析の諸概念が精神医学へと統合されたことで、精神医学が力動的傾向を強めたことの帰結として理解される。また、こうした特徴は、研究と治療の両面で精神分析に依拠していた心身医学の顕著な発展によっても裏付けられている。

先に言及した分析家への調査では、心身二元論を乗り越え、有機的かつ統合的なアプローチを確立しようとする試みが、精神分析に基づく研究によって初めて実を結んだことが指摘されていた。実際、アレクサンダーの指導のもとでシカゴ・インスティテュートのグループが行った消化管障害(胃腸障害)の研究は、特定の葛藤状況と生理的反応との相関関係を明らかにし、その成果をもとに動脈性高血圧、喘息、片頭痛、狭心症、冠動脈疾患、さらには月経周

期へと研究対象を拡大していった²³。これらの研究において、内臓器官の障害、当時の用語で臓器神経症 visceral neurosis と呼ばれたものは、転換という機制によって生じるヒステリーの身体症状とは異なり、ほとんどの場合において心理的意味を持たないと考えられた。例えば、胃潰瘍は自己破壊や内向した攻撃といった象徴的解釈によってではなく、むしろ慢性的な胃運動の過剰亢進や胃酸の過剰分泌といった一連の生理現象の帰結として説明された。つまり、これらの症状は、慢性的な感情的衝動や葛藤によって誘発される生理的随伴現象として理解されたのであった²⁴。

第三の特徴は、アレクサンダーの報告においても言及されていた、精神分析技法の実験的修正の試みである。「治療への情熱」に基づく「より短期間のより柔軟なアプローチ」²⁵の提案は、心身症患者の治療において、口唇の依存性の問題が高い頻度と程度で認められたこと、さらに従来 of 分析技法がこの依存傾向を助長する危険があると考えられたことに由来している。

レヴィンは、精神分析技法の発展を主題の変遷に基づいて三つの段階に区分している²⁶。すなわち、第一段階はセクシュアリティを主に扱っていた時期、第二段階は敵意が主題となった時期、そして第三段階は依存性が中心となった時期である。レヴィンによれば、依存性の問題は分析を終わりのないものにする抵抗を生じさせる可能性を有しており、この課題に対処するために、従来 of 技法に対する修正が実験的に試みられたという。さらに、こうした試みの背景には臨床的経験だけでなく、「アメリカ文化とその特質」²⁷も関与しているとの指摘がなされていた。すなわち、アメリカにおいてはヨーロッパに比して²⁸、多様なアプローチに対する寛容性が高く、また個々の研究者の独立性がより尊重されるという文化的環境が、技法上の革新を促す要因として作用したと考えられたのであった。

レヴィン自身は、精神分析技法の実験的修正の試みに対して賛否が併存していることを認めつつも、その試みには「正当な理由」が存在し、「受容と寛容

さ」²⁹をもって評価されるべきであるとの立場を示している。総じて彼は、アメリカにおける精神分析技法の展開を肯定的に捉えており、その実験的精神を精神分析の新たな可能性を切り拓く契機として位置づけている。

2-4. ソシュールの報告

ソシュールは他の報告者とは異なり、自身の症例を素材としつつ「精神分析における今日の傾向」³⁰について論じている。その議論は、彼が「フロイトの死以降、最も重要な出来事」³¹と評するシャルル・オディエの1948年の著作、『不安と呪術的思考』³²に大きく依拠している。オディエは同書において、フロイト理論とピアジェの発達理論との統合を企図し、精神分析における自我概念をピアジェの認知発達理論に基づいて再構築する試みを展開している。ソシュール自身は報告のなかで、ピアジェの仕事を参照する意義として、それが子どもの直接観察を通じて思考の発達過程を明らかにした点を強調している。そして、直接観察という手法を、成人の神経症者における退行の観察をもとに自我や人格の諸段階を論じてきた従来の精神分析の方法と対置している³³。

ここで、ソシュールが報告の素材とした症例³⁴の概要を確認しておこう。患者はピーター（仏語版ではピエール）という名の36歳の男性である。分析の経過のなかで、分析家であるソシュールが数週間の休暇を取ることを告げた後、ピーターは自身も旅行を計画し始めた。ところが同時に、彼は強い不安状態に陥り、夜眠ることができなくなり、激しい咳と喀痰を伴う結核様の症状を呈するようになった。ピーターは自分が結核に罹患しており、死に至るだろうという考えに圧倒されたが、X線検査と喀痰検査の結果は陰性であった。

こうしたなかで、ピーターは13歳当時の体験を想起したという。彼の家族背景について先に述べておくと、彼は7歳時に父を結核で亡くしており、母は8人の子ども全員に十分な教育を与えねばならないという責務に駆られ、子どもたちを休みなく勉学に励ませた。さらに母は、極めて厳格な道德観の持ち主

であり、息子たちに対して余暇、女性との交際、ワイン、ダンス、タバコなどの娯楽は神に罰せられる罪として禁止していた。そして、そうした快楽に耽るならば、父のように結核で死ぬことになるかと繰り返し教え込んでいた。

ピーターが13歳の時、12歳年長の長兄ジャンは10日間の休暇をバミューダ諸島で過ごす計画を立てた。ジャンはそれまで真面目に働き、自分の家族を養いながら、母やきょうだいを経済的に支援していた。しかし、彼の計画を耳にした母は、ジャンが自分の快楽しか考えていないと叱責し、休暇の計画に激しく反対した。だが、ジャンは考えを変えず、予定通り休暇に出かける。ところが、出発から5日後に咳が出始め、結核と診断され、ジャンは担架で実家に搬送されてしまった。母は子どもたちを呼び集めて、ジャンは時間を無駄にしたため、神が罰として彼を結核にしたのであり、明日には父のように咯血で死ぬだろう、と言い放った。さらに、ピーターに対しても、独立するために金を稼ぐことしか考えていないと非難し、ジャンの苦しむ姿を戒めとすべきと断じ、今夜は彼と同じ部屋で寝よう命じた。

こうしてピーターは、兄と2人きりでかつて父が死んだ屋根裏部屋に入れられた。兄を深く慕っていたピーターは恐怖の一夜を過ごし、兄を助けてくださいと跪いて神に祈った。そして、もし兄が助かったならば、決して女性には触れず、酒もたばこも吞まず、家族を支えるために働くことと約束したのであった。結局、ジャンは一命をとりとめ、ピーターは母の「お利口な息子」となり、母の言葉を絶対的に正しいものとして信じるようになった。しかし、その夜の体験はその後、彼の記憶から完全に切り離されてしまった。

ピーターは、生涯を通じて様々な状況下で結核様の症状に悩まされてきたが、それらが13歳時のあの夜の記憶と結びつけられることは決してなかったという。ソシュールは休暇をめぐって生じたピーターの不安を、過去の感情が幻覚として繰り返し現在の状況へと投影されたものと理解し、それを「幻覚性の感情 hallucinated emotion」³⁵と名付け、記憶のネットワークに統合された「同化された感情 assimilated

emotion」と対比した³⁶。ソシュールによれば、ピーターが体験したであろう不安のように、あまりに強烈な感情は、高次中枢を一時的に麻痺させるため、言語的表象の水準——経験を分類し、記憶の想起と情動の放散の経路を確保するネットワークの水準——ではなく、前言語的イメージの水準で心的装置に書き込まれるという。このような感情は、有機体に吸収されない異物のごとく嚢胞化して、心的装置の内部で慢性的な刺激として作用する。しかし、自我はこの刺激を通常の処理経路によって対処することができないため、それが再活性化される状況において、感情は外部へと投影され、幻覚として再体験される。

ソシュールは、幻覚性の感情を前論理的思考という思考形式の段階に位置づけている。前論理的思考とは、人類学者リュシアン・レヴィ＝ブリュル(1857-1939)が、いわゆる未開人に特有の思考様式として指摘した心性であり、その原理は融即律 *principe de participation* というかたちで定式化された。融即律とは、「A は B かつ非 B であることはできない」という矛盾律に反して、「A は B かつ非 B である」という事態を可能ならしめる原理であり、西洋的な論理的思考とは異なる思考様式とされた。

レヴィ＝ブリュルの影響を受けたピアジェは、未開人の思考と西欧社会の子どもの思考のあいだに自閉的思考や自己中心性といった共通の特質を見出し、前論理的心性という概念を自身の研究に早くから組み込んでいた。もっとも、レヴィ＝ブリュル自身は、未開人の思考について論じる際、西欧社会の子どもと未開人を直接比較することではなく、むしろそのような比較に対しては明確に異議を唱えていた³⁷。

ピアジェは、成人の論理的思考に対して、子どもの思考を実念論 *réalisme* というかたちで定義した。実念論とは、子どもが心的出来事と物理的出来事を区別せず、両者を混同する傾向を指し、内界と外界、象徴と現実の区別が存在しない非二元論、

思考と現実の混同に由来する自我中心性、論理的関係でなく知覚印象や感情経験に基づく理解、という特徴によって表される。例えば、ピアジェは道徳性に関して実念論を提示している。これは物事や

行為を動機ではなく結果から、もっぱら善悪という基準によって判断する子どもの傾向を指す。このような他律的道德観は、絶対的真理の体現者としての両親に対して子どもが向ける敬意に由来するとみなされた。ピアジェの実念論を継承しつつ、オディエは子どもが自らの感情を投影によって外在化する傾向を情動の実念論として定式化し、外在化された感情は幻覚と同様、主観からは独立した実在として影響力を行使すると考えた。そして、このような思考の在り方は、成人の論理的・反省的思考とは対照的に、前論理的で呪術的性格を持つとされた。

かくして、前言語的な幻覚性の思考と論理的な同化された思考という二分法が、フロイトが提唱したエス・自我・超自我の構造に代わる精神病理学の基本的枠組みとして提案されるに至る³⁸。ソシュールの考えでは、フロイト自身は明言していないが、『自我とエス』での有名な図式を参照すれば、抑圧された欲動を自我とエスの中間領域、すなわち自我の無意識的かつ前言語的部分に位置づけていることが理解されるという。そして、「アルカイックな自我」³⁹によって構造化された抑圧された欲動の領域こそが、「島状に存在する幻覚性の思考」⁴⁰から構成される病理的な超自我に相当するという。このように、ソシュールの読解においては、フロイトの無意識は前言語的かつ前論理的な次元へと還元され、無意識はある種の神秘化を被ることになる。

ソシュールはピーターの治療において、転移を通じて幻覚性の感情を再活性化し、それを同化へと導くことを試みたと述べている。分析家への転移は母への依存関係を再演するものであり、ピーターはソシュールに対して道徳的助言や行動規範を求めたという。また、分析の過程で患者はしばしば休暇を取りたいという願望を語ったが、その度に自分が経営する工場や自分の健康状態に災厄が降りかかるという考えが浮かんだ。こうした不安から自らを防衛するために、ピーターはその願望を分析家へと投影し、分析家が自分に休暇を取ることを勧めて、自分を不安に陥らせたと激しく非難したという。

ソシュールの考えでは、治療のなかで感情が幻覚

というかたちで現れた場合、分析家はそれを直ちに解釈するのではなく、むしろ感情がそれ自体として十分に展開するのを待たねばならない。ゆえに、分析家がそうした感情を投影として患者に説明したり、議論を交わしたりすることは不毛である⁴¹。むしろ投影というかたちでの感情の外在化は、患者がそれを自己のものと気づくために必要な準備段階であると同時に、分析に新たな素材をもたらす契機になりうる。実際、母との関係が転移において再演された後に、ピーターは分析家を弟のアルフレッドのようだと非難したという。この弟は、母の禁止にもかかわらず自分のやりたいことを自由にやり、それができない兄のピーターを馬鹿にしていたのであった。

では、こうしたプロセスのなかで、感情の同化はいかにして生じるのだろうか。ソシュールは、陽性転移の展開によって分析家に対する信頼が高まり、患者の罪責感が軽減されるなかで、次のような契機が生じると述べている。「患者が独力で、あるいは分析家の助けによって、自らの合理化が誤っており、単に過去の感情を分析状況に投影していただけだと気づくとき、彼は不意を突かれたような驚きを覚える」⁴²。この驚きを契機として、これまで混同されていた過去の状況と現在の状況は突如として区別され、幻覚性の感情の投影は止む。代わりに、当該の感情は特定の時間と場所において生じた過去の出来事と結びついたかたちで想起され、同化が達成されるという。こうして、患者はもはや前論理的な幻覚性の感情による支配から脱し、合理的な自我の働きに基づいて行動することができるようになる。ソシュールによれば、ピーターはこのような体験の後、妻と短い旅行を楽しむことができるようになったという⁴³。

ソシュールは、ピーターの症例を通して、「フロイトが我々に教えた技法の正当性を示すと同時に、治療に関係したメカニズムを実証すること」⁴⁴を試みたと述べているように、治療においては古典的な技法に従い、分析家が可能な限り中立性を保つことの重要性を強調している。他方で、アレクサンダーが提示する技法について、治療が表層的なものにとどまるなどの欠点を指摘しつつも、治療プロセスを段階

的に区分けして観察すること可能にするといった利点を認め、精神分析経験をより豊かなものとするために、こうした技法的修正を含むさらなる実験的作業が必要であると述べていた⁴⁵。

3. ラカンの発言

ラカンは基調報告に対するコメントのなかで、4名の報告者全員に言及しているが、主としてアレクサンダーとソシュールの報告を批判的に検討している。アナ・フロイトについては、クラインの技法の基盤にある「逸脱」に反対の立場を明確にしつつも、この総会において唯一クラインの仕事に触れた慧眼を称賛している⁴⁶。またコメントの最後にも、彼女がフロイトの精神の視野の広さを改めて想起させたことに対して謝意を表しているが、これらの言及はいずれも形式的な賛辞といった印象を受ける。ラカンはまた、レヴィンの報告に対しても、自分たちと同様にフロイトの精神が危機にあることを認識している分析家がアメリカにも存在することを伝えるものと評価しつつも、簡単な感謝を述べるにとどまっている⁴⁷。

3-1. ソシュールへの批判

ラカンはコメントの冒頭から、ソシュールが感情という概念を議論の中心に位置づけている点に異議を唱えている。ここで問題となるのは、転移というかたちで反復されるものが何であり、それをいかに取り扱うかということである。ラカンにとって、「感情」が反復されるという主張は、過去の「状況」⁴⁸が反復されるという従来の考えをいささかも更新するものではない。それどころか、ソシュールは感情を軸に議論を展開することによって、精神分析が取り扱うものを前言語的・前論理的な次元へと還元してしまう。これに対してラカンは、フロイトにおいて無意識は決して前言語的でも前論理的でもなく、むしろ言語を介してこそ把握されるという考えを明確に打ち出していく。

先に見たように、ソシュールはピーターが想起した13歳時の出来事について、自由連想を通じてその意味作用を探求することなしに、そこで体験されていたであろう感情にもっぱら注意を向けていた。そし

て、この感情はその強度ゆえに言語化を免れるかたちで前言語的なものとして心的装置に書き込まれ、適切な放散経路を欠くために、投影という前論理的なメカニズムを通して幻覚性の感情として繰り返し体験されると考えられた。対してラカンは、このような立論はむしろ逆説的に、患者の想起が何を意味しているのかは、その想起をめぐって分析のなかで展開される自由連想を通じてのみ明らかになるということを示しているだけであると指摘する⁴⁹。

ラカンからすれば、ソシユールはピーターにとっての休暇の意味を問うことなしに、ただそれを主体が快へとアクセスする契機として理解するにとどまっている。しかし、このような理解は「あまりに因襲的」であり、その結果、ピーターの「強迫神経症的な来歴」⁵⁰が見過ごされているという。実際、ソシユールの報告には、強迫神経症者の臨床的特徴を示す記述が散見される。ピーターは絶えず職業上の懸念に圧倒され、経営する工場の細部にまで注意を張り巡らせずにはいられない。家庭では仕事を忘れて妻子に思いやりをもって接しようとするが、玄関を入るや否や仕事の悩みが頭を埋め尽くす。このように、患者は絶えず仕事をめぐる思考に支配されているのだが、このような強迫観念は彼を快から遠ざけると同時に、勤勉な男というその自己イメージを維持するようにも作用している。ここには、強迫神経症者に関してラカンが指摘した、自我の周囲に「堡壘的構築物」⁵¹をつくりあげる傾向が認められるだろう。

こうした視点に立つならば、ピーターにとって休暇とは、単なる快へのアクセスの機会ではなく、むしろ自らを快から遠ざけるための防壁が失われる事態として理解されよう。そうであるならば、休暇を享受したいという願望はいささかも問題ではない。仕事について絶えず考えることで、彼は自らを快から遠ざけているのであり、快の到来はピーターにとって、自我の危機に他ならない。

また、ソシユールは患者が 13 歳時の出来事を取り上げ、もっぱら母への依存関係を強調しているが、ピーターと父との関係にも注目しないわけにはいかない。父は彼が 7 歳の時に亡くなっており、その後

に母が子どもたちに向けて放った言葉は、父は快に耽溺したがゆえに神の罰を受け、結核で死んだと言わんばかりのものであった。この言葉は、もし快樂に耽るならば自分も父と同じように神から罰を受けて死ぬという考えをピーターに植え付けたであろう。実際、彼は休暇を取りたい、仕事をやめたい、不貞を働きたいといった衝動を抱くときに、父を死に追いやった結核様の症状に苦しめられていた⁵²。果たして、ピーターは父の死をどのように体験していたのだろうか。ラカンの見立ては、患者におけるエディプス葛藤、すなわち父の死に対する罪責感を示唆している。だが、ソシユールはそうした可能性には一切触れることなく議論を展開している。

このような議論の欠陥を、ラカンは以下のようなかたちで表現している。ソシユールは感情概念を出発点とする「論理的誤謬」を犯したために、ピアジェのカテゴリーに依拠した「時代遅れの病因論」へ、分析による吟味を欠いた「不確実な病歴」へ、そして最終的には「ユーモアの欠如」⁵³へと陥ってしまった。と。ここでの「ユーモアの欠如」という表現は、言い間違いや地口といった言語的現象を重視したフロイトの精神から遠く離れていっている状況を指摘しているものと考えられる。

ラカンはピアジェの心理学を「大人の理想的心理学」と呼び、主観-客観の区別や視点の相互性によって大人の心理学と子どもの心理学を切り離すという点で、それは「哲学者の心理学」⁵⁴と何ら変わらないと批判する。ここでの「哲学」とは、「精神分析の経験」が対立する「コギトから直接に由来するあらゆる哲学」⁵⁵を指すと考えられる。すなわち、ピアジェの心理学は自己意識や自我に立脚する哲学の延長に位置するがゆえに、精神分析とは峻別されねばならないのである。

大人と子どもの心理学、あるいは思考の差異に関して、ラカンはレヴィ＝ストロースの『親族の基本構造』⁵⁶に収められた「アルカイックをめぐる錯覚」というテキストを参照している。レヴィ＝ストロースは大人と子どもの思考の差異を、ピアジェが言うような成熟による「構造」の変化ではなく、その「広がり」によって

区別する。つまり、幼児の思考は「一種の普遍的基層」をなし、大人の思考はその基層から「集団の要請に応じた選択と除外」⁵⁷を経て形成されていくと考えたのである。こうした見方は、思考の発達をその広がりや段階的に獲得されていくプロセスとみなし、大人の思考にその「完成」を見出す「常識的」発想に対して根本的に異なる立場を示している。これはまた、フロイトが子どものセクシュアリティから性理論一般を打ち立てた態度にも通じるものであり、レヴィ＝ストロースは実際、フロイトの「多形倒錯 *la perversion polymorphe*」をもじった「多形的社会存在 *le social polymorphe*」という表現によって、子どもの思考が秘めている可能性や潜在的な力を強調していた。

ラカンによれば、フロイトの方法は、人間についての知識を転覆させるにとどまらず、子どもについての知識を真に切り拓く、「常識によっては考えられない発見」をもたらした。フロイトの方法は、大人と子どもの思考の差異に着目するのではなく⁵⁸、両者のあいだの言語とパロールの使用に関する「類似」を出発点としている。この「類似」とは、「子どもは大人が使用する言語を話しながら、言語習得の初めから驚くべき正確さで構文形態を用いている」⁵⁹という事実を指しており、こうした事実は両者が同一の構造を共有しているという「個人を超えた」水準において理解されねばならないという。

先取して述べておくと、これらはアレクサンダーに対する批判に他ならない。アレクサンダーは、精神分析の他者理解が「常識」に基づく方法を洗練させたものであり、他者理解は観察する者と観察される者とのあいだの同一化による類似に基づいて可能になると指摘していた⁶⁰。ゆえに、言語や思考の水準での「個人差」が大きくなるほど、同一化は困難になる。このことは「相手の言語を理解しないままに、相手の心の状況を理解しようとする」⁶¹場合に、最も顕著であるとされる。こうした事情ゆえに、精神分析は神経症者が用いる原始的で前言語的な象徴的表現を、常識心理学で扱われる言語化された思考へと「翻訳」する方法を必要とした、とアレクサンダー

は述べていた。

一方で、レヴィ＝ストロースの仕事に触れたラカンにとって、人間関係における対称性、あるいは相互性/互酬性 *réciprocité* は、人間の精神や行動を規定する基本構造であるが、同一化という心的機制へと還元することはもはやできない。むしろ、相互性の原理は、自然から文化への移行を印づける近親姦の禁止に由来する個人を超えたものであり、個人差によって無効化されるようなものではない。

ラカンによれば、精神分析の経験はピアジェによる「構造の誤った対象化/客観化」とは正反対の方法、すなわち「主体に独自の関心の水準におけるなじみの弁証法」⁶²によって明らかにされる⁶³。そして、この弁証法においては、「言語に組み込まれた意味作用という唯一の力が、主体が知らぬうちにその振る舞いをつくりあげ、その有機的機能までも調整することが明らかになるイメージを動かす」⁶⁴という。ここには、ラカンが後年に述べたように、「分析作業の唯一の素材である主体/患者の経験」⁶⁵は、もっぱら言語に基づいて扱われねばならないという考えがはっきりと示されている。

3-2. アレクサンダーへの批判

ソシュールへの批判に続いて、ラカンはアレクサンダーの報告を取り上げ、そこでは「フロイト思想の厳密な解説が、ある要因のもとで、その意味を全く逆転させてしまう結果に至っている」⁶⁶と指摘し、その要因として、アレクサンダーが力動的無意識を「前言語的」と形容したことに言及する。ラカンの考えでは、こうした見方は、フロイトが言い間違いや地口といった言語現象を通じて無意識へとアプローチし、さらに、抑圧されたものを既に言語化を被ったものとして捉えていたことと相容れない。無意識を前言語的なものへと還元することは、フロイト理論の核心と真っ向から対立するのである。

続いて、ラカンは、「言葉を持たぬ幼児の段階の体験」を言葉によって再構築しようと試みたクラインの業績⁶⁷に言及しつつ、「我々の技法の成果が正しく評価されるのは、真理という考えの光のもとにおい

てのみである」⁶⁸と主張する。ここで問題となる真理とは、いわゆる対応説における真理、「事物と知性の一致 *adaequatio rei et intellectus*」といったかたちで定義される真理ではない。このような真理観のもとでは、真理は既にどこかに存在しており、やがて発見され、言葉によって指し示されるのを待っているものと考えられている。これに対して、ラカンは「真理はどこにもなく、主体の深層にあるわけでも、何かの袋のなかにあるわけでも、主体の前やあなた方の前にあるわけでもない。真理は主体が真理を実現するときにある」⁶⁹と述べる。

では、真理はいかにして主体によって実現されるのか。ラカンによれば、真理とは「ディスクールのひとつの運動」であり、言語を媒介とした「主体の欲望の運動」⁷⁰を通して実現される。すなわち、患者は話すことで、「思考しえない現実を汲み尽くすことはないものの、真理が歴史の高みへと引きあげる過去の混乱を、正しく照らし出すことができる」⁷¹とラカンは指摘している。それゆえに、「主体の救済となるであろう真理を主体に与えること」は、精神分析家の仕事では決してない。真理はそのように他者から与えられるものではなく、むしろ主体の言葉のうちに生起するものである。

しかし、真理の実現において言葉が媒介となるということは、真理は各々の存在に固有なものである一方で、普遍的な媒介を不可欠な条件としていることを意味する。この点については、ラカンは1946年の「心的因果性についての提言」において既に、ヘーゲルにならって、「人間の欲望そのものは媒介となる記号のもとに構成されており、それは自らの欲望を〔他者に〕再認させるという欲望である」⁷²と述べていた。人間は言語と他者という媒介なしには、自らの欲望の対象を持ちえない。そのため、人間の存在そのものをつくりだす弁証法は、「人間の特殊性と普遍性の総合を実現せねばならない」⁷³、すなわち個人に固有の経験や歴史といった特殊性を、言語を媒介として普遍的な次元へと高めていかねばならず、精神分析とはまさにこのような総合の運動を、主体が自らの語りとともに展開していくことを可能にする

場であると考えられた。

この点についてラカンは、「フロイト的治療の精神」は、「主体を普遍的なものへともたらず論理と、主体が自らを疎外する現実とのあいだに主体を置いて、主体の欲望の運動を尊重する」⁷⁴と述べている。だが一方で、「真なるものへの自由な運動のなかで道に迷わないよう保証するものは何もなく、真なるものが狂気へと変わることを確かめるには、ほんのひと押しで十分である」⁷⁵とラカンがかつて指摘していたように、主体が話すことを通じて展開していく弁証法的運動は、あらかじめ描かれた見取図に従って進むものでは決してない。

これに対して、「簡略化された技法」を採用するアレクサンダーにとって、精神分析とは何より自我機能の強化のプロセスであり、そこでは自我が内部・外部の状態を知覚しつつ、緊張状態を調整する力を高めることが目標となる。だが、ラカンにしてみれば、そうした「自我の緊張の均等化」の作業は、標準化された設計図に従って患者の自我機能の不具合を修正し、環境に適合するようチューニングをしていく「エンジニアの仕事」⁷⁶に他ならない⁷⁷。

ラカンは、自我が「人間が現実に対応するための最も変化に富む諸機能の管理者」であることを認めつつも、それを「錯覚の能力」あるいは「嘘の能力」⁷⁸と断じている。なぜなら、鏡像段階論が示すように、自我の原型は、幼児が同胞のイメージへと同一化することによって自らのものとして獲得する身体イメージに他ならないからである。自我は「社会的疎外にかかわりあう上部構造」⁷⁹、すなわち自己疎外のうえに成立している。そして、自己疎外と同一化の繰り返しの中で自我は生成され、人間は自分自身を実際にそうであるものとは別のものと思ひ込む。その限りにおいて、人間の自己認識とは、「狂気の本質をなす無視/誤認 *méconnaissance*」⁸⁰に基づいており、こう言ってよければ、人間は他ならぬ自我の構造において引き裂かれているのだ。ここから、自我の本質的な機能を「現実の体系的な無視」⁸¹と極めて近いものとみなす主張まではほんの一步である。

ラカンはこのように、「イメージナールな形式の心的

な諸効果⁸²、イマーゴが有機体に与える効果について論じていたが、アレクサンダーに対するコメントでは以下のように、さらに一步進んで、「象徴体系 la symbolique」が生理的領域に及ぼす影響について言及している⁸³。すなわち、「その射程が個体を超えている」生物学的欲求とは、「象徴体系における組み合わせへと、同様に 法 の規定へとあらかじめ運命づけられた領野⁸⁴であると述べている。ここには、レヴィ＝ストロースの「象徴的效果」⁸⁵の反響を見て取ることができるだろう。

さらに、ラカンは欲望のみならず、人間のあらゆる振る舞いは記号や他者という媒介を抜きにして考えることはできないという立場から、アレクサンダーがセクシュアリティを「あらゆる過剰な心理的緊張の放出の特有の形式」⁸⁶へと還元している点を批判する。アレクサンダーにとって、以下の引用が示すように、性に関するあらゆる行為は緊張の高まりによって生じる不快を解消するための手段に過ぎない。「官能的な意味合いをもつあらゆる現象に共通する顕著な特徴は、過剰な興奮の放出である。この興奮の性質は、愛、憎しみ、好奇心、苦痛、虚栄など、実際には人間の感情の全ての領域を含みうる。性的行為は、その性質のいかにかわからず、あらゆる種類の過剰な興奮を放出する」⁸⁷。こうした主張に対してラカンは、フロイトが既に幼児の排泄や露出症的行為のうちに愛の問題が関与していることを明らかにしていたことを指摘しつつ、アレクサンダーにおいては性機能が「生物学的には排泄の余剰として、心理学的には自我の効力の限界に位置づけられる自我から生じる痒みとして定義される」⁸⁸と批判している⁸⁹。

4. 精神分析の新潮流のなかのラカン

以上、当時の精神分析の進展をめぐる議論と、それに対するラカンの応答を概観してきた。ラカンの主張は、おおよそ二つの軸、すなわち一方では鏡像段階論、他方では精神分析が言語を媒介とした弁証法的プロセスであるとする視座に基づいて展開されている。1946年の「心的因果性についての提言」において既に、ラカンは同一化がもたらす想像的様

式の心的諸効果に注目しつつも、同時にそのリミット、すなわち「シニフィカシオンの諸限界」⁹⁰にも関心を向け始めていた⁹¹。そして、こうした方向への思索に決定的な後押しを与えたのが、レヴィ＝ストロースの仕事であったと考えられる。

ラカンはソシュールの報告に対する発言のなかで、レヴィ＝ストロースの「アルカイックをめぐる錯覚」に言及した直後に、精神分析の経験を理解するためには、同一化と並んで、ローマン・ヤコブソンやニコライ・トルベツコイによる音韻論研究における音素 phonème の概念を参照する必要があることを指摘していた。というのも、こうした研究は「心理学が言語を説明する以上に、言語が心理学を規定する」⁹²という事実を明らかにするからである。

トルベツコイは音韻論研究において、音素を言語体系内で弁別的機能をもつ最小の単位として定義した。ヤコブソンはこの考えを発展させ、音素間の対立を構成する弁別特徴の体系を明らかにした。こうして、音素の対立の体系が語の識別を可能にし、そうした差異の関係が言語における意味の差異化を可能にする形式的基盤をなしているという考えが導き出された。

レヴィ＝ストロースは音韻論研究から、諸要素が差異の関係からなる体系のなかでのみ意味を持つという原理を取り出し、親族関係の分析へと応用した。そして、近親姦の禁止を基軸とする女性の交換の制度を、差異と関係の体系によって組織化された社会・文化を規定する無意識の構造として捉えた。ラカンはこのようなアプローチに、意識的主体の彼岸にある無意識の構造を捉える可能性を見て取ったと考えられる。彼はやがて、レヴィ＝ストロースの仕事フロイトによる無意識の発見の系譜へと位置づけるに至るが⁹³、1950年前後の時期はまさに、その着想が芽生えた時期であった。

この点について付言しておく、ソシュールもまた報告のなかで、自身に捧げられたレヴィ＝ストロースの論文に言及していたが、彼の読みはラカンのそれとは極めて対照的である。ソシュールは、夢とその連想の取り扱いが治療において果たす重要性を強調

する際に「象徴的効果」を参照している。しかし、「象徴は患者の意識的人格が回避しがちである生理的あるいは心理のプロセスへと注意を向けさせることを可能にする」⁹⁴と述べるにとどまり、レヴィ＝ストロースの議論の核心——象徴的効果を個人の心理的作用ではなく、人間の精神や身体を構造化する普遍的な働きである「象徴機能」に由来するものとして位置づけ、象徴機能こそがフロイト的無意識を包摂し、再定義する概念であるという主張——に踏み込んでいない。このように、ソシュールは象徴的効果を従来の精神分析における象徴概念へと還元し、象徴を無意識的願望や抑圧された葛藤など直接的には表現されえないものを、間接的・暗示的に表現するための媒介、すなわち主体が利用する道具として捉えるにとどまり、象徴それ自体が主体を構造化する媒介であるとは考えない。

しかし、このような皮相的な読みは逆説的にも、ラカンがレヴィ＝ストロースの仕事にいつそう真摯に取り組むことを後押ししたとも考えられる。つまり、その構造論的発想を無意識概念の再定義へと接続し、象徴秩序が主体を先行的に規定するという考えのもと、精神分析を心理学とは区別されるべき固有の領域として位置づけようとしたラカンの試みは、ソシュールの読みに対する反論ないしは逆張りとも取れるのである。

なお、1949年の鏡像段階論においてラカンは、私なるものの形成を象徴化する夢という主観的データを取り扱う際に、精神分析の理論的試みが「(主観的データを)言語の一技法によって我々に把握させる経験の条件」から少しでも逸脱するならば、「絶対的主体の思考不可能なものへと自らを投影しているという非難にさらされ続けることだろう」⁹⁵と述べていた。この指摘は、1950年にラカンがソシュールに対して向けた批判——感情という主観的なものにもっぱら注目し、それを言語という媒介を通して探求することを怠った点への批判——と響き合っている。ラカンはさらに、イメージや言語を媒介とした自己形成の条件となる不可視な構造を「象徴的な母体」⁹⁶と呼び、さらに「象徴的還元の方法」⁹⁷によって、自我の

防衛に関する発生的秩序が打ち立てられると指摘している。このように、象徴的なものが自然から文化への移行を可能にし、その後の展開を規定するという発想には既に、レヴィ＝ストロースの影響を強く認めることができる。

ところで、ラカンのソシュールへの反発は、レヴィ＝ストロースの仕事の解釈の相違にとどまらず、ソシュールによる鏡像段階論の根本的な誤読によってさらに強いものとなっていると考えられる。ソシュールは自身の報告において、以下のようにラカンの学説に言及していた。「現実の同化(とりわけ、他者および自己の心理的現実の同化、この達成は外界の同化よりも遅れて行われる)は、適切なものへの適応を可能にし、したがって安全を著しく高める。個人は、ある行為を行う価値があるかどうか、またそれをどのように行うことができるかを見積もることができるようになる。この(現実検討の)能力、すなわち既存の権威に代えて経験そのものを権威とする能力が、個人に必要な自律性を与える。これこそ、投影的で前論理的な思考に対立する、成人の論理的思考の賜物である。この批判的思考 reflexion は、投影的かつ反復的なメカニズムを停止させ、記憶の新たな組織化を可能にするものであり、幼児期に始まり、その後到我々の経験をますます多くの領域へと拡張していく。もし私の理解が間違っていなければ、ジャック・ラカンはこの現象の起源を我々の発達のナルシズムの段階に見出し、それを「鏡像段階」と呼んだ」⁹⁸。この引用が示すように、ソシュールはラカンの鏡像段階を、現実検討の能力の発達、すなわち前論理的思考から論理的思考への移行の契機として理解している。しかし、このような読みは、ラカンの鏡像段階論の核心を根本的に取り違えている。

ラカンが鏡像段階論において強調したのは、むしろその逆である。すなわち、鏡像段階におけるイメージへの捕縛こそが、人間の認識をパラノイア的なものとし、自我による無視/誤認の源泉となるのである。ラカンにとって、鏡像段階は単に発達のなかの一段階ではなく、人間が根源的疎外に不可避に陥る契機として位置づけられていた。つまり、鏡像段階論

における自我の概念化は、ラカンが構想する精神分析を自我心理学とは全く異なる方向性へと導くものであり、そうであればこそ、ソシュールのこの誤読はラカンを強く苛立たせた可能性が高い⁹⁹。

5. おわりに——二つの戦後と精神分析

第一回世界精神医学大会が開催された 1950 年は、フロイトの没後 11 年、第二次世界大戦が終結してから 5 年という節目にあたる。ここまで見てきたように、この大会の議論からは、精神分析の新たな展開が期待とともに語られていた時代の雰囲気が見え隠れする。だが実際には、その評価については大西洋を挟んで大きな隔たりが存在していた。

第二次世界大戦の主要参戦国のうち、唯一本土が戦場にならなかったアメリカは、戦時中の軍需生産によって経済が好転し、他の国々が戦災で疲弊するなか世界最大の経済力と生産技術力を持つ国として君臨するようになった。アメリカにおける自我心理学の展開は、こうした経済的・文化的繁栄、科学技術への信頼、進歩への希望、政治や経済における合理性の追求といった社会背景を色濃く反映していた。自我心理学による自我の現実判断の力、合理性や現実への適応の強調はそもそも、ナチズムが象徴した「集団精神病」あるいは「集団妄想」への抵抗であったが、当時のアメリカ社会を特徴づける進歩主義、さらには楽観主義と結びついた結果、精神分析の根本概念である欲動や無意識への関心を後景へと退かせることになった。

ラカン自身も 1950 年の発言のなかで、「いわゆる心理学的なあらゆる科学はこの科学を生み出した社会の諸理想に影響を受けているに違いない、ということを経験が明らかにするという点において、理論は我々の関心を惹く」¹⁰⁰と述べていた。この言葉は、アメリカで発展しつつあった自我心理学が、まさにアメリカ社会の理想を反映したものであることを示唆していると考えられる。

対して、フランスの戦後はアメリカのそれとは大きく異なっていた。ナチス・ドイツによる占領下での国内の分断は深い爪痕を残し、戦後フランス社会の精

神的・文化的風土に大きな影響を与えた。占領、対独協力、レジスタンス、そして解放後の粛清といった一連の経験は、人間の理性に対する素朴な信頼をもはや許さなかつたであろう。こうした社会的・歴史的な文脈の差異は、精神分析の進展に対する立場の相違としても明確に表れていた。実際、総会での議論に参加したフランスの分析家たちのあいだでは、アメリカ発の新たな精神分析の潮流に対する警戒感が広く共有されていた¹⁰¹。しかし、その批判の在り方は、理論的見解の相違を含むものでもあったがゆえに、決して一様ではなかった。

他方、戦前のフランスにおける精神分析への抵抗は、大戦での経験によって根底から変化した。エドゥアール・ピションに代表される戦前のショーヴィニスト的態度は、精神分析をユダヤ人の学問とみなし、セクシュアリティの重要性を強調するその理論をパンセクシュアリズムのドグマと断じて、その倫理的退廃を非難し、無意識概念をフランスの知的伝統、すなわちデカルト主義的な合理的意識の支配下に収めようとするものであった。しかし、第二次世界大戦の終結とナチズムの崩壊に伴い、反ユダヤ主義と結びついた精神分析への否定的態度は一掃された¹⁰²。その結果、フランスでは人種的・国家的イデオロギーから解放された新たな知的空間において、精神分析は新たな展開を迎えることとなった。

ラカンが 1953 年に提唱した「フロイトへの回帰」は、まさにこの戦後フランスに形成された社会的・知的環境のなかで初めて可能となった。それは単なる起源への回帰ではなく、戦前のフランス精神分析界では正当に評価されず、さらにアメリカの自我心理学によって葬り去られようとしていた無意識概念を、その根源的異質性において理論の中心へと再び位置づける試みである。ラカンはこの理論的刷新にあたって、当時台頭しつつあった新しい科学、とりわけ言語学や人類学において参照された構造概念をもとに、無意識概念を再定義したのであった。

付記：本研究は JSPS 科研費 JP24K03438 の助成を受けた。

脚注

¹ 大会の準備、とりわけラカンがエーを助けて、クラインの出席を実現させた経緯については、以下を参照のこと。Roudinesco, E. (2009) *Histoire de la psychanalyse en France - Jacques Lacan*. Livre de Poche. pp.1745-1476.

² Alexander, F., Freud, A., Levine, M., de Saussure, R. (1950) *Congrès international de psychiatrie -Paris 1950- V: Psychothérapie-Psychanalyse, Médecine psycho-somatique. Évolution et tendances actuelles de la psychanalyse*. Hermann.

³ 以下の資料には、総会におけるアレクサンダーによる開会の辞、4名の報告の要約、後述するベナシーによる報告、討議に参加した15名のコメント、当日の議論に対するアナ・フロイトを除く3名の報告者の応答、および分科会の記録が収録されている。Ey, H., Marty, P., Boutnier, J., Le Mappian, M. (1952) *Premier congrès mondial de psychiatrie -Paris 1950- V: Psychothérapie-Psychanalyse, Médecine psycho-somatique, comptes rendus des scéances*. Hermann.

⁴ この報告は、ベナシーがパリ精神分析協会からの委託を受けて作成したものであった。アナ・フロイトとレヴィンの論文には概ね好意的な意見が寄せられたが、アレクサンダーが提唱した技法の修正については評価が二分しており、ピアジェの発達心理学を取り入れたソシュールの理論に対しては、死の欲動と攻撃性についてのフロイト理論の展開を無視しているとの批判がなされた。Benassy, M. (1952) Rapport des discussions qui ont eu lieu dans divers Pays avant le Congrès. *Premier congrès mondial de psychiatrie -Paris 1950- V: Psychothérapie-Psychanalyse, Médecine psycho-somatique, comptes rendus des scéances*. pp.33-54.

⁵ Lacan, J. (1950) Intervention au 1^{er} Congrès mondial de psychiatrie. *Autres écrits*. Seuil. pp.127-130.

⁶ Alexander, F. (1952) Allocution du Directeur de la séance. *Premier congrès mondial de psychiatrie -Paris 1950- V: Psychothérapie-Psychanalyse, Médecine psycho-somatique, comptes rendus des scéances*. p.7.

⁷ *ibid.*, p.8.

⁸ Alexander, F. (1950) The evolution and present trends of psychoanalysis. *Congrès international de psychiatrie -Paris 1950- V: Psychothérapie-Psychanalyse, Médecine psycho-somatique. Évolution et tendances actuelles de la Psychanalyse*. pp.1-24.

⁹ *ibid.*, p.5.

¹⁰ *ibid.*, p.8.

¹¹ また、アレクサンダーは、精神分析の方法によって明らかになった無意識の力動性が、心理学的な諸力の本性、すなわちリビド(本能)をめぐる理論とは何ら関係がないと主張していた。とりわけ、1920年以降のフロイトの思索については、それが生命過程における同化 anabolic と異化 katabolic という二つのプロセスを示唆しているが、「生の本能と死の本能の理論は、もはや本能の力を記述しようとする試みではなく、哲学的な抽象となっていたことは明らかである」とさえ述べている。*ibid.*, p.10. こうした態度は、セクシュアリティについてのフロイトの発見の過小評価にもつながるだろう。

¹² *ibid.*, p.22.

¹³ アレクサンダーは、修正情動体験とは本質的には「感情に関する再条件付け emotional reconditioning」に他ならない、と学習理論の語彙を用いて説明している。*ibid.*, p.21. さらに、不安から生じる自我による抑圧のメカニズムも、本質的には「条件付け conditioning」に類似していると述べていた。*ibid.*, p.20.

¹⁴ *ibid.*, p.24.

¹⁵ Freud, A. (1950) The significance of the evolution of psycho-analytic child-psychology. *Congrès international de psychiatrie -Paris 1950- V: Psychothérapie-Psychanalyse, Médecine psycho-somatique. Évolution et tendances actuelles de la Psychanalyse*. pp.29-

36.

¹⁶ *ibid.*, pp.31-34.

¹⁷ この点に関して、アナ・フロイトは自身とクラインのあいだに理論的対立が存在することを明記している。 *ibid.*, p.35.

¹⁸ *ibid.*, p.36.

¹⁹ Levine, M. (1950) Trends in psychoanalysis in America. *Congrès international de psychiatrie -Paris 1950- V: Psychothérapie-Psychanalyse, Médecine psycho-somatique. Évolution et tendances actuelles de la Psychanalyse.* pp.49-85.

²⁰ *ibid.*, p.56.

²¹ *ibid.*, p.61.

²² *ibid.*, pp.63-65.

²³ *ibid.*, p.71.

²⁴ *ibid.*, p.72.

²⁵ *ibidem.*

²⁶ *ibid.*, pp.78-80.

²⁷ *ibid.*, p.74.

²⁸ レヴィンは、アメリカの精神分析運動が、ヨーロッパでの初期の展開のように、深刻な分裂や個人間の摩擦といったドラマを軸に展開したわけではないと指摘している。 *ibid.*, p.56.

²⁹ *ibid.*, p.81.

³⁰ de Saussure, R. (1950) Present trends in psychoanalysis. *Congrès international de psychiatrie -Paris 1950- V: Psychothérapie-Psychanalyse, Médecine psycho-somatique. Évolution et tendances actuelles de la Psychanalyse.* pp.95-135.

³¹ *ibid.*, p.98.

³² Odier, C. (1948) *L'Angoisse et la pensée magique: Essai d'analyse psychogénétique appliquée à la phobie et la névrose d'abandon.* Delachaux et Niestlé.

³³ *ibid.*, p.101.

³⁴ この症例は、1949年8月にチューリヒで開催された第16回精神分析国際大会での発表においても取り上げられていた。 de Saussure, R. (1949) *Réflexions sur la psychodynamique. Revue française de psychanalyse.* 13, pp.391-396. また、ラカンが鏡像段階論を再び発表したのも同大会においてであった。補足しておく、『エクリ』ではラカンの発表は1949年7月17日になされたと記載されているが、1949年の『フランス精神分析雑誌 *Revue française de psychanalyse*』を参照すると、第16回精神分析国際大会は1949年8月15日から18日にかけてチューリヒで開催されたと記されている(ちなみに、第15回精神分析国際大会は1938年8月にパリで開催されていた)。 RÉUNIONS ET CONGRÈS. *Revue française de psychanalyse*, 13, 1949. p.152. 第16回精神分析国際大会については、以下も参照のこと。 Roudinesco (2009) *op. cit.*, pp.1746-1747.

³⁵ *ibid.*, p.97.

³⁶ 「同化 assimilation」とはピアジェに由来する概念であり、個体が環境から得られる新たな情報や経験を、認知的枠組みであるシエマへと取り込む働きを指す。記憶という観点からは、同化は新たな情報を既存の記憶体系へと統合し、そのネットワークを拡張するプロセスとしても理解される。

³⁷ ピアジェに対するレヴィ＝ブリュルの影響については、以下の文献を参照のこと。 Jahoda, G. (2000) Piaget and Levy-Bruhl. *History of Psychology.* 3(3), pp.218-238.

³⁸ *ibid.*, p.106.

³⁹ *ibid.*, p.108.

⁴⁰ *ibid.*, p.106.

⁴¹ *ibid.*, p.133.

⁴² *ibid.*, p.122.

⁴³ *ibid.*, p.112.

⁴⁴ *ibid.*, p.119.

⁴⁵ *ibid.*, pp.134-135.

- 46 Lacan (1950) *op. cit.*, p.129.
- 47 *ibid.*, p.130.
- 48 *ibid.*, p.127.
- 49 *ibidem.*
- 50 *ibidem.*
- 51 Lacan, J. (1949) Le stade du miroir comme formateur de la fonction du Je telle qu'elle nous est révélée dans l'expérience psychanalytique. *Écrits*. Seuil. p.97.
- 52 de Saussure (1950) *op. cit.*, p.108.
- 53 Lacan (1950) *op. cit.*, p.127.
- 54 *ibidem.*
- 55 Lacan (1949) *op. cit.*, p.93.
- 56 Lévi-Strauss, C. (1949) *Les Structures élémentaires de la parenté*. P.U.F.
- 57 *ibid.*, p.104.
- 58 もっとも、フロイト自身は未開人、現代社会の幼児、神経症者の心の生活に「思考の万能」という共通の原理を認め、それらを大人の思考と区別していた。こうした考えに対して、レヴィ＝ストロースは「アルカイックをめぐる錯覚」において徹底的な批判を行ったのであった。
- 59 Lacan (1950) *op. cit.*, p.128.
- 60 Alexander (1950) *op. cit.*, p.5.
- 61 *ibid.*, p.6.
- 62 *ibid.*, p.127.
- 63 ラカンは翌 1951 年の「転移に関する発言」においても、「精神分析経験は、個人の何らかの特性を対象化/客観化するものとして考えられるいかなる心理学にも還元することのできない次元を保持している」と述べている。Lacan, J. (1951) Intervention sur le transfert. *Écrits*. Seuil. p.216.
- 64 Lacan (1950) *op. cit.*, p.127.
- 65 Lacan, J. (1966) De nos antécédents. *Écrits*. Seuil. p.71.
- 66 Lacan (1950) *op. cit.*, p.128.
- 67 当時のラカンはクラインの仕事に大きな関心を示しており、1948 年 10 月には『児童の精神分析』(1932)のフランス語への翻訳をクラインに申し出ており、同年 11 月に彼女は許諾の旨を返信したとされる。しかし、翌 1949 年 2 月、クラインはラカンに宛てた手紙のなかで、進捗状況の報告はおろか、返信さえしないことに不満を示していた。これに対して、ラカンは弁明の手紙を送り、同年 3 月には再びクラインから翻訳作業を早急に進めるよう催促する手紙が届いている。しかし、この翻訳の計画が実現することはなかった。この翻訳をめぐる経緯については、以下も参照のこと。Roudinesco (2009) *op. cit.*, pp.1748-1749.
- また、クラインからラカンに送られた 2 通の手紙については、以下を参照のこと。Lettre de Melanie Klein au Docteur Lacan, 1949. *Lacan Redivivus*. Navarin. 2021. pp.176-183.
- 68 *ibid.*, p.129.
- 69 *ibidem.* ここでの真理をめぐるラカンの主張には、ハイデガーの影響が強く認められる。
- 70 *ibidem.*
- 71 *ibidem.*
- 72 Lacan, J. (1946) Propos sur la causalité psychique. *Écrits*. Seuil. p.181.
- 73 *ibid.* pp.181-182.
- 74 Lacan (1950) *op. cit.*, p.129.
- 75 Lacan (1946) *op. cit.*, p.192.
- 76 Lacan (1950) *op. cit.*, p.129.
- 77 この点については、レヴィンの報告において、シカゴ・グループの研究に対しては、それが古くからの「汝自身を知れ」という概念ではなく、むしろ「人間工学 human engineering」という概念に基づいているという批判があることが指摘されていた。Levine (1950) *op. cit.*, p.75.
- 78 *ibidem.*
- 79 *ibidem.*

- ⁸⁰ Lacan (1946) *op. cit.*, p.171.
- ⁸¹ Lacan, J. (1953) Some reflections on the ego. *International Journal of psychoanalysis*, 34, p.12. この論文のもとになった発表は、1951年5月2日に英国精神分析協会で行われた。
- ⁸² Lacan (1946) *op. cit.*, p.178.
- ⁸³ ラカンはここで *symbolique* の語を女性形で書き、「象徴理論」という一般的な意味で用いている。一方で、1953年以降は、この語を *le symbolique* と男性形で表記し、*le réel* と *l'imaginaire* とともに三つ組をなすものと概念化して晩年に至るまで用いた。
- ⁸⁴ Lacan (1950) *op. cit.*, p.129.
- ⁸⁵ Lévi-Strauss, C. (1949b) L'efficacité symbolique. *Revue de l'histoire des religions*, 135(1), pp.5-27. (Lévi-Strauss, C. (1958) *Anthropologie structurale*. Plon, pp.205-226.に再録)
- ⁸⁶ *ibidem*.
- ⁸⁷ Alexander (1950) *op. cit.*, pp.14-15.
- ⁸⁸ *ibidem*.
- ⁸⁹ ラカンはまた、「フィードバックの力に基づいて、あちこちで組み立てられつつある機械仕掛けの動物」がそのうち「性交への新たな欲求」を示すようになると述べることで、自我を自己調整する機械とみなし、リピードや欲望を無視するアメリカ的発想は近いうちに破綻するであろうと示唆していた。 *ibid.*, p.130.
- ⁹⁰ Lacan (1946) *op. cit.*, p.168.
- ⁹¹ 河野一紀(2025)精神医学から精神分析へ ラカンの学位論文とともに『エクリ』の第二部を読む、『I.R.S. ジャック・ラカン研究』, 24, pp.6-30.
- ⁹² Lacan (1950) *op. cit.*, p.128.
- ⁹³ Lacan, J. (1953) Fonction et champ de la parole et du langage en psychanalyse. *Écrits*. Seuil. p.285.
- ⁹⁴ de Saussure (1950) *op. cit.*, p.134.
- ⁹⁵ Lacan (1949) *op. cit.*, p.98.
- ⁹⁶ *ibid.*, p.94. 「象徴的な母体」についてラカンは、「そこにおいて私なるものが原初的なかたちへと——他者への同一化の弁証法において自らを客体化するよりも前、言語によって普遍において自らの主体機能を返し戻されるよりも前に——飛び込むところ」と述べている。
- ⁹⁷ *ibid.*, p.98. ラカンは後年、ひとつの科学の誕生には、「その対象を適切に構成する還元」が不可欠であると述べている。Lacan, J. (1965) La science et la vérité. *Écrits*. Seuil. p.855. この点に関連して、筆者はかつて、レヴィ＝ストロースの象徴機能という考え方を参照することで、ラカンは精神分析を呪術とは区別される「科学」として形式化するための方法を手に入れたと論じた。河野一紀(2024)レヴィ＝ストロースの読者、ラカン()—無意識の科学としての精神分析に向けて、『追手門学院大学学生相談室年報』, 34, pp.4-22.
- ⁹⁸ de Saussure (1950) *op. cit.*, p.104.
- ⁹⁹ ソシュールはまた、総会での討議を受けて行った応答のなかで、ラカンのコメントに対して個別に反論していた。すなわち、ラカンはソシュールの報告の意図を誤解し、分析を「症候学的理解 *compréhension sémiologique*」へと還元していると批判しているが、彼自身は分析を「幻覚性の感情を同化された感情へと変容させる言語化のプロセス」と捉えており、それはラカンがいう「精神分析的弁証法」と本質的に同一のものであると主張していた。de Saussure, R. (1952) Réponse des rapporteurs. *Premier congrès mondial de psychiatrie -Paris 1950- V: Psychothérapie-Psychanalyse, Médecine psycho-somatique, comptes rendus des séances*. p.154.
- ¹⁰⁰ Lacan (1950) *op. cit.*, p.130.
- ¹⁰¹ 例えば、ベナシーの報告によれば、サシャ・ナシュトもまた、アレクサンダーが幼児の発達の最初期段階における攻撃欲動 *plusions agressives* の優位を、すなわちクラインの業績を無視していると批判していたという。Bénassy (1952) *op. cit.*, p.43.
- ¹⁰² Roudinesco (2009) *op. cit.*, p.230.

II 2024年度学生相談室活動報告

専任相談員 荒木 浩子

1. はじめに

(1) 学生相談室の目的

学生相談の目的は、学生の一人ひとりが有意義で充実した学生生活を送ることができるよう援助することである。学生相談室規程第2条にも「学生が当面する学生生活上の個人的問題について相談に応じ、助言すること」が目的として掲げられており、相談室を訪れる学生に対しての個別面接相談が活動の中心となっている。

学生が抱える問題や課題は、様々である。学生相談室の業務は、学生が直面している苦しみやつらさといった個々の問題を共に考えていくことで、その中から本人が自らについての理解を深め、それに伴い周囲への理解を広げたり深めたりしながら、自分なりの納得を得て、環境と自分に適した対応や工夫を見出していく力を、育て支援するものである。

また近年は特に、修学についての困りごとが寄せられており、合理的配慮につながるような対応や修学上の困りごとのサポートも相談員が対応しているケースがある。合理的配慮が大学として義務化されたため、大学としてその体制づくりが急務となっている。

学生の修学を支えるため、また障害や特性を抱えた学生についてよりよい指導を行うために、教員、職員が学生対応について学生相談室に助言を求めることも増加傾向であり、保証人（以後「保護者」と記載）が子どもへの対応について、学生自身よりも先に相談を求めてくることも増加している印象である。学生相談室では、学生の主体性の育成を念頭に置きながらも、困

難を抱えた学生への後方支援として、保護者への対応は重要な活動となっている。

相談は、1回当たり50分を原則とし、必要に応じ継続面接を行っている。

(2) コロナ感染拡大からの流れ

2019年度末から続いたCOVID-19感染拡大に伴い、感染予防に即した活動を複数年おこなっていた。その中でインターネットを介した遠隔相談も開始した。このように、何とか相談関係を維持することを心がけ、かつ必要な学生からの連絡には可能な限り対応することとなった。学生側も学生相談室スタッフも、コロナによる体調不良、あるいは自宅待機がしばしば起こり、その都度連絡を取り合いながら予約が途絶えないよう対応を行った。

大学の授業については、2020年度は全面遠隔授業であったが、社会の状況に応じて感染予防対策を行いながら、徐々に対面授業が行われるようになった。

22年度は感染予防における制限は少なくなり、相談件数も前年度より大幅に増加し、ほぼ例年に近い相談件数になった。

23年度はさらに通常の生活に近づき、大学にもコロナ前のような活気が戻ってきた印象があった。そのためか相談件数はうなぎのぼりであり、さまざまなトラブルが表立ち、対応を迫られた。

それを受けて、24年度は相談員の増員を行い備えたが、実際には、23年度の相談件数を超えることはなかった。23年度に相談を抱えた学生

が一通り相談室を利用したということかもしれない。

(3) 新キャンパス、新学部創設による増室、相談員の増員について

2019年から、茨木総持寺キャンパスが創設された。茨木総持寺キャンパスは、全学部の1年生と、地域創造学部、国際教養学部、のちに新設された国際学部、文学部、法学部の学生たちが過ごす学び舎である。このキャンパス創設に伴い、茨木安威キャンパスだけでなく、茨木総持寺キャンパスにも学生相談室を増室した(以下、総持寺学生相談室)。

2019年度、新キャンパスの学生相談室は、キャンパスの収容学生数の関係で、相談員1名、事務1名という体制であった。

その後、茨木総持寺キャンパスでは2022年に国際教養学部を文学部人文学科と国際学部国際学会に改組し、さらに2023年には法学部法律学科を新設した。学生数はそれに応じて増加し、相談件数も増加した。

この流れの中で、2022年度中に総持寺学生相談室が相談員1名では相談申込に対応しきれなくなったため、23年度の秋学期から急遽平日の1日を1名増員し、24年度からは週5日を2名体制で運営することとなった。茨木安威キャンパスの学生相談室でも(以下、安威学生相談室)、23年度は相談が大幅に増加した。

今後、2025年度から茨木総持寺キャンパスに、さらに新たな校舎が創設され、大学の主機能を茨木安威キャンパスから茨木総持寺キャンパスに移す方針となった。そのため、2024年度末には学生相談室の機能の移行、また2025年度以降の運営のあり方についても検討しなければならなかった。

(4) その他の事項

本学では2019年からペーパーレス化がすす

み、パソコンにおいて大学指定の学修用サイトLMSにアクセスすることで情報を得る方向となった。各学生の情報収集力により学生生活の適応度の差が大きくなり、教員も急な変更にも迫られ、相談員もその変化に対応せねばならず大変な期間であった。

その後、使用用途の不備のため、学修用サイト(LMS)の変更が大学として行われ、2024年度まで以降期間となり、学生は授業によって異なるLMSを複数確認しながら学修を進めることになった。教職員や相談員も対応に戸惑った時期があった。2025年度以降は一つのLMSに統一方向である。

対面授業であっても資料はLMSを通じて提出になるものが多く、学生が自らLMSにアクセスし、自律的に課題の情報を確認、遂行することが求められる。

学生が自身の特性を考慮し、履修登録の際に、オンラインあるいは対面を可能な範囲で選んでいく様子があったが、必修の指定科目ではそのような選択ができず、適応が難しくなる学生もみられた。

特に、課題遂行に回避的、あるいはスケジュール管理の苦手な学生にとっては、課題の締め切りが次々と、あるいは気づかないままに過ぎていく状態であった。フルオンラインの授業で友人らに頼ることも難しい状況では、課題遂行のハードルがさらにあがるようであった。

特性があると認められる学生においては、授業配慮を求めることも可能であるが、授業によってはシステムの関係で柔軟な対応が難しくなったり、オンデマンドでは教員と学生の直接の対話がしにくくなっていたりと、LMSを使用しながら教員と学生がコミュニケーションをとっていくことは、学生にも教員にも慣れが必要であるように感じ、慣れるまでのサポートを行う必要があった。

2019年度終わりから2022年度まではコロナ

感染予防のため様々な影響があった。関連状況と学生相談室の動向を表にまとめた（表1）。

2023年4月から、大学での活動がやっと例年通りになり、徐々にパーテーションなどの区切りを外していった。ただ、2024年度になっても、オンライン授業や職員のテレワークの制度は残っており、実際には完全にコロナ感染拡大期以前に戻ったわけではない。

職員のテレワークによる連携のとりにくさは多少感じられた。また、事務系等の業務委託化も進むなど、システムの変更について確認しながら連絡を取っていく年度となった。

大学全体で、コロナ対策から引き続いて、オンラインでの体制や、2キャンパスでの運営が試行錯誤される中で、2024年度冬から、Googleワークスペースの導入が決定した。これにより、2キャンパス間での業務連絡や共同作業のための手段と利便性が増大し、さらに今後の活用が望まれる。

表1. コロナと大学の学生相談室の状況

| 年月 | コロナ感染拡大による社会的状況 | 大学の状況 | 学生相談室の状況 |
|----------|-----------------------|--|--|
| 2020年3月 | | 3/17 学位授与式中止 | 来室での相談はなし / 電話相談のみ |
| 2020年4月 | 4/7 緊急事態宣言(～5/25) | 4/4 入学式中止 ・学生の学内立ち入り禁止 ・全面オンライン授業 コロナ感染拡大防止のための 全学的に勤務人員縮小 | 4/14 総持寺茨木キャンパス学生相談室閉室 原則遠隔相談のみだが、特別に申請した学生との面接を実施 4/14～9/10 コロナ感染拡大防止のための勤務体制縮小(在宅勤務導入) |
| 2020年5月 | | | オンライン相談開始 曜日ごとに在宅の相談員とミーティング開始 |
| 2020年6月 | | | 6/18 人員縮小体制から相談員増員 6/29 安威学相 事務室カウンターと相談室にパーテーション設置 |
| 2020年9月 | | 9/14 秋学期授業開始 | 9/14～ 総持寺茨木キャンパス学生相談室開室 / 全相談員通常出勤 9/17～ 換気のため相談時間の間を30分とする相談枠を設定 安威学相に網戸設置(換気の為) / 総持寺学相にオゾン発生装置2台・サーキュレーター1台・パーテーション設置 |
| 2020年10月 | | ・一部対面授業開始 | 換気のため相談時間の間を40分とする相談枠を設定 |
| 2020年11月 | | | ラウンジ使用について制限確認 ①事前予約制 / ②通常のキャバの1/2以下 / ③2時間まで |
| 2021年1月 | 1/8 緊急事態宣言(～2/7) | | |
| 2021年2月 | 緊急事態宣言延長(～2/28) | | |
| 2021年3月 | | 3/17 学位授与式 学部ごとに実施 | |
| 2021年4月 | 4/25 緊急事態宣言(～5/11) | 4/1, 2 入学式 二部制で実施 ・オンライン授業と対面授業の両方で授業運営 | 相談時間枠を増やす為、換気時間を20分とする コロナ感染拡大防止のための勤務体制縮小(在宅勤務一部継続) |
| 2021年5月 | 緊急事態宣言延長(～5/31) | | |
| 2021年6月 | 緊急事態延長(～6/20) | | |
| | 6/21 蔓延防止等重点措置(～7/11) | | |
| 2021年7月 | 蔓延防止等重点措置延長(～8/22) | | |
| 2021年8月 | 8/2 緊急事態宣言(～8/31) | | |
| 2021年10月 | | 10/1秋学期授業開始 ・オンライン授業と対面授業両方で授業運営 | 全スタッフ通常勤務 |
| 2022年1月 | 1/27 蔓延防止等重点措置(～2/20) | | |
| 2022年2月 | 蔓延防止等重点措置延長(～3/6) | | |
| 2022年3月 | 蔓延防止等重点措置延長(～3/21) | 3/17 学位授与式 二部制で実施 | |
| 2022年4月 | | 4/5 入学式 二部制で実施 | |
| 2023年3月 | | 3/20 学位授与式 一部制で実施 学生・職員のみで実施 | |

(5) 学生相談室の人員体制

2024年度の学生相談室の人員体制は、学生相談室室長、専任教員相談員1名、受付兼事務職員3名（内、安威勤務2名、総持寺勤務1名）、非常勤相談員13名（内、3日勤務の相談員が1名、2日勤務が2名）、非常勤相談医1名（週1日4時間）とし、相談員の配置は表2の通りである。

大学全職員・学生を対象にするハラスメント相談員が毎週木曜日に3時間勤務しており、特別に学生相談室配置となっている。

表2. 曜日別相談員配置

安威学生相談室

| | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 |
|-------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 相談員配置 | 非2名 | 非3名 | 専1名 | 専1名 | 専1名 |
| | | | 非2名 | 非1名 | 非1名 |
| | | | | 医1名 | |
| | | | | ハ1名 | |

総持寺学生相談室

| | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 |
|-------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 相談員配置 | 専1名 | 非2名 | 非1名 | 非2名 | 非2名 |
| | 非1名 | | | | |

(注)専:専任相談員 非:非常勤相談員 医:精神科医 ハ:ハラスメント相談員

2. 個人相談利用状況

(1) 年間相談状況

2024年度の相談実数は287件、相談延数は2141件であった。年度の推移は図1-1、図1-2を参照されたい。

相談件数は、コロナ前の2019年度に比べて、実数は48件、延数は約400件の増加になった。

前年度と比較すると、相談実数は6件減少し、相談延数は181件減少した。

表3. 年度別相談実数と相談延数
(2019年度から2024年度までの推移)

両キャンパス総数

| | 2019 | 2020 | 2021 | 2022 | 2023 | 2024 |
|------|------|------|------|------|------|------|
| 相談実数 | 239 | 150 | 221 | 260 | 293 | 287 |
| 相談延数 | 1734 | 1364 | 1959 | 2020 | 2322 | 2141 |

安威キャンパス

| | 2019 | 2020 | 2021 | 2022 | 2023 | 2024 |
|------|------|------|------|------|------|------|
| 相談実数 | 171 | 119 | 144 | 171 | 185 | 162 |
| 相談延数 | 1361 | 1172 | 1364 | 1448 | 1562 | 1347 |

総持寺キャンパス

| | 2019 | 2020 | 2021 | 2022 | 2023 | 2024 |
|------|------|------|------|------|------|------|
| 相談実数 | 68 | 31 | 77 | 89 | 108 | 125 |
| 相談延数 | 373 | 192 | 595 | 572 | 760 | 794 |

相談実数、相談件数について、2019年度から2024年度の変遷を下記の図のようにまとめた。

相談実数、相談延数ともに、コロナ禍の年度以外は、増加傾向であるが、2024年度のみ減少した。2024年度の減少の理由については、今後の経過もみながら検討する必要がある（図1-1、図1-2参照）。

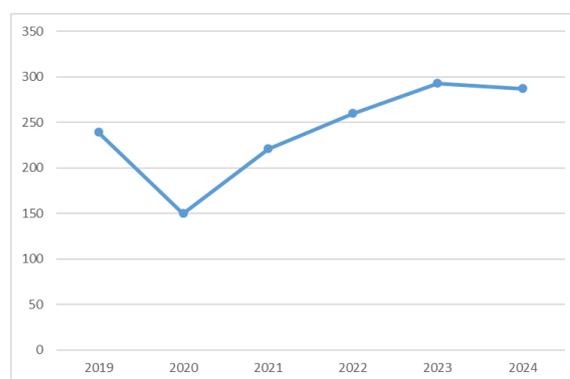


図1-1. 年度別相談実数

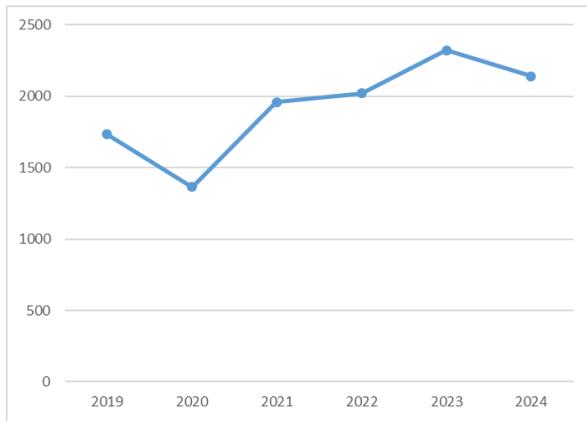


図1-2.年度別相談延数

(2) 来談者の所属からみた相談状況

2024年度の学科別の相談実数は、心理学科が最多の59人、全体に占める割合は20.6%、相談延数も最多の552件となり、相談全体に占める割合は25.8%となり、前年度に比較して減少したが、今年度も全学科の中では心理学科の学生からの相談が一番多いという結果になった。(表4参照)。

2024年度の保護者の相談実数は、35件、相談延数は165件となり、例年通りの印象である。また教職員からの相談は、相談実数57件、相談延数222件と、実数では教員・職員との相談が2021年度以降で最多となった。学生相談の中で、教員、職員に多くの連携をとっていることがわかる。

表4. 相談者の学科別相談実数・延数

| 学科 | | 2021 | % | 2022 | % | 2023 | % | 2024 | % |
|-----------|----|------|-------|------|-------|------|-------|------|-------|
| 経済 | 実数 | 10 | 4.5 | 17 | 6.5 | 19 | 6.5 | 17 | 5.9 |
| | 延数 | 114 | 5.8 | 159 | 7.9 | 189 | 8.1 | 154 | 7.2 |
| ニューマンエコノミ | 実数 | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 | | 0.0 | | 0.0 |
| | 延数 | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 | | 0.0 | | 0.0 |
| 経営 | 実数 | 17 | 7.7 | 25 | 9.6 | 24 | 8.2 | 22 | 7.7 |
| | 延数 | 107 | 5.5 | 169 | 8.4 | 173 | 7.5 | 207 | 9.7 |
| マーケティング | 実数 | 1 | 0.5 | 0 | 0.0 | | 0.0 | 0 | 0.0 |
| | 延数 | 1 | 0.1 | 0 | 0.0 | | 0.0 | 0 | 0.0 |
| 心理 | 実数 | 64 | 29.0 | 81 | 31.2 | 90 | 30.7 | 59 | 20.6 |
| | 延数 | 843 | 43.0 | 889 | 44.0 | 918 | 39.5 | 552 | 25.8 |
| 社会 | 実数 | 16 | 7.2 | 27 | 10.4 | 28 | 9.6 | 28 | 9.8 |
| | 延数 | 172 | 8.8 | 277 | 13.7 | 343 | 14.8 | 338 | 15.8 |
| 文 | 実数 | | | 1 | | 7 | 2.4 | 15 | 5.2 |
| | 延数 | | | 1 | | 42 | 1.8 | 116 | 5.4 |
| 法 | 実数 | | | | | 3 | 1.0 | 8 | 2.8 |
| | 延数 | | | | | 19 | 0.8 | 51 | 2.4 |
| 国際 | 実数 | | | 2 | | 7 | 2.4 | 8 | 2.8 |
| | 延数 | | | 3 | | 35 | 1.5 | 15 | 0.7 |
| 国際日本 | 実数 | 9 | 4.1 | 11 | 4.2 | 8 | 2.7 | 5 | 1.7 |
| | 延数 | 28 | 1.4 | 133 | 6.6 | 63 | 2.7 | 54 | 2.5 |
| 国際教養 | 実数 | 8 | 3.6 | 10 | 3.8 | 6 | 2.0 | 4 | 1.4 |
| | 延数 | 76 | 3.9 | 55 | 2.7 | 50 | 2.2 | 47 | 2.2 |
| 地域創造 | 実数 | 8 | 3.6 | 9 | 3.5 | 13 | 4.4 | 12 | 4.2 |
| | 延数 | 72 | 3.7 | 75 | 3.7 | 137 | 5.9 | 136 | 6.4 |
| 院 生 | 実数 | 6 | 2.7 | 2 | 0.8 | 9 | 3.1 | 8 | 2.8 |
| | 延数 | 87 | 4.4 | 28 | 1.4 | 49 | 2.1 | 63 | 2.9 |
| 学生計 | 実数 | 139 | 62.9 | 185 | 71.2 | 214 | 73.0 | 186 | 64.8 |
| | 延数 | 1500 | 76.6 | 1789 | 88.6 | 2018 | 86.9 | 1733 | 80.9 |
| 保護者 | 実数 | 34 | 15.4 | 29 | 11.2 | 37 | 12.6 | 35 | 12.2 |
| | 延数 | 158 | 8.1 | 126 | 6.2 | 157 | 6.8 | 165 | 7.7 |
| その他 | 実数 | 42 | 19.0 | 40 | 15.4 | 36 | 12.3 | 57 | 19.9 |
| | 延数 | 272 | 13.9 | 97 | 4.8 | 132 | 5.7 | 222 | 10.4 |
| その他(上) | 実数 | 6 | 2.7 | 6 | 2.3 | 6 | 2.0 | 9 | 3.1 |
| | 延数 | 29 | 1.5 | 8 | 0.4 | 15 | 0.6 | 21 | 1.0 |
| 総計 | 実数 | 221 | 100.0 | 260 | 100.0 | 293 | 100.0 | 287 | 100.0 |
| | 延数 | 1959 | 100.0 | 2020 | 100.0 | 2322 | 100.0 | 2141 | 100.0 |

(3) 相談内容から見た相談状況

2024年度の相談領域別相談件数では、心理相談が、件数全体の49.5%を占めており、2023年度より10ポイント減少したものの、実数と延数ともに、他の相談領域（修学相談・生活相談）よりも、大幅に多くなっている。(表5参照)

修学相談（延数）は、2021年は260件、2022年度は192件、2023年度は206件、2024年は285件となり、修学上でのつまずきを学生相談室で相談されていることが推測された。コロナが収束し対面授業が増え、その変化によって通学の難しさを抱える学生たちが来談したり、配慮を求めたりする学生が増えたのかもしれない。

表5. 年度別相談領域別相談件数

| 項目 | 月 | 2021 | | 2022 | | 2023 | | 2024 | |
|------|---|------|-------|------|-------|------|-------|------|-------|
| | | 実 | % | 実 | % | 実 | % | 実 | % |
| 修学相談 | 実 | 30 | 13.6 | 39 | 15.0 | 38 | 13.0 | 59 | 20.6 |
| | 延 | 260 | 13.3 | 192 | 9.5 | 206 | 8.9 | 285 | 13.3 |
| 心理相談 | 実 | 107 | 48.4 | 145 | 55.8 | 178 | 60.8 | 142 | 49.5 |
| | 延 | 1215 | 62.0 | 1556 | 77.0 | 1791 | 77.1 | 1475 | 68.9 |
| 生活相談 | 実 | 20 | 9.0 | 17 | 6.5 | 15 | 5.1 | 10 | 3.5 |
| | 延 | 137 | 7.0 | 131 | 6.5 | 137 | 5.9 | 63 | 2.9 |
| その他 | 実 | 64 | 29.0 | 59 | 22.7 | 62 | 21.2 | 76 | 26.5 |
| | 延 | 347 | 17.7 | 141 | 7.0 | 188 | 8.1 | 318 | 14.9 |
| 計 | 実 | 221 | 100.0 | 260 | 100.0 | 293 | 100.0 | 287 | 100.0 |
| | 延 | 1959 | 100.0 | 2020 | 100.0 | 2322 | 100.0 | 2141 | 100.0 |

さらに細かく相談項目別の相談延数をみると（表6参照）、2024年度は、2023年度にひきつづき、実数、延数ともに「精神衛生」が最多であった。この場合の実数というのは、その年度の最初に来られた時の相談項目である。延数は、毎回の相談を項目別に分類したものである。

実数について、「精神衛生」に続いては、「他部署連携」「学業」が同位で、学生との相談にとどまらず、他部署からの問い合わせや学生相談室から連携することが多くなっていることがうかがえる。

延数については、「精神衛生」が最多で、次に「学業」、その次が「人生思想」と「他部署連携」が同位になっている。

これは、2024年度から私学においても障害者差別禁止法により合理的配慮が義務化された関係で、障がい学生や教員からの問い合わせ、またその対応で連絡などを行うことが増加したことが考えられる。「学業」についての相談実数が増加しており、学業のつまずきをきっかけに学生相談室に来談している人が多くなっている。

一方で、心理相談の細目である「対人関係」や「家庭」は減少傾向であり、「就職相談」も先ほど述べたように、心理相談が前年度よりも減じている背景となっている。

「進路・就職」の相談をする学生の継続が減

じており、就職キャリア支援課などでの支援につながりことで解決していったケースが多かったのかもしれない。

表6 年度別相談領域（項目）別相談件数

| 相談項目 | 年度 | 2021 | | 2022 | | 2023 | | 2024 | |
|------|-----------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| | | 実数 | 延数 | 実数 | 延数 | 実数 | 延数 | 実数 | 延数 |
| 修学相談 | 学業 | 24 | 210 | 33 | 129 | 26 | 134 | 44 | 242 |
| | 課外活動 | 2 | 37 | 4 | 49 | 4 | 57 | 3 | 4 |
| | 転学・転部・転科 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 留年 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| | 休・退学 | 2 | 4 | 2 | 10 | 7 | 11 | 7 | 24 |
| | 再入学 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 手続き補助 | 1 | 8 | 0 | 4 | 1 | 4 | 5 | 14 |
| 小計 | | 30 | 260 | 39 | 192 | 38 | 206 | 59 | 285 |
| 心理相談 | 人生思想 | 6 | 121 | 16 | 269 | 18 | 239 | 15 | 184 |
| | 対人関係 | 19 | 171 | 17 | 174 | 21 | 224 | 12 | 133 |
| | 性・異性関係 | 4 | 32 | 3 | 26 | 5 | 48 | 5 | 29 |
| | 家庭 | 18 | 115 | 23 | 150 | 26 | 185 | 18 | 124 |
| | 精神衛生 | 49 | 594 | 68 | 732 | 90 | 835 | 73 | 831 |
| | 性格 | 10 | 171 | 17 | 188 | 18 | 243 | 18 | 165 |
| | 性格検査 | 0 | 5 | 0 | 7 | 0 | 7 | 0 | 3 |
| 能力検査 | 1 | 6 | 1 | 10 | 0 | 10 | 1 | 6 | |
| 小計 | | 107 | 1215 | 145 | 1556 | 178 | 1791 | 142 | 1475 |
| 生活相談 | 経済 | 0 | 0 | 1 | 5 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| | 進路就職 | 15 | 112 | 15 | 108 | 13 | 124 | 9 | 49 |
| | 住居 | 1 | 4 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| | 健康 | 4 | 11 | 1 | 9 | 2 | 12 | 1 | 8 |
| | 職業・進路適性検査 | 0 | 10 | 0 | 9 | 0 | 1 | 0 | 4 |
| 小計 | | 20 | 137 | 17 | 131 | 15 | 137 | 10 | 63 |
| その他 | その他 | 15 | 51 | 10 | 27 | 22 | 45 | 14 | 43 |
| | コンサルテーション | 15 | 85 | 16 | 26 | 14 | 43 | 18 | 91 |
| | 他部署連携 | 34 | 211 | 33 | 88 | 26 | 100 | 44 | 184 |
| 小計 | | 64 | 347 | 59 | 141 | 62 | 188 | 76 | 318 |
| 総計 | | 221 | 1959 | 260 | 2020 | 293 | 2322 | 287 | 2141 |

（４）月別相談状況

表7、8の左欄の項目「当月上談数」はその月に何人の利用があったかということであり、「実数」は、その年度の中でその月に初めて来室した人数（年度内の新規相談）であり、「延数」は、その月にどれだけの相談件数があったかということである。

表8では、安威キャンパス、総持寺キャンパスのそれぞれで算出し、両キャンパスとして全体の件数を算出した。

表7. 月別相談件数（2021～2024年度）

| | 月 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 1 | 2 | 3 | 計 |
|------|--------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|
| 2021 | 当該月来談者 | 52 | 59 | 62 | 85 | 63 | 63 | 82 | 83 | 87 | 72 | 54 | 69 | 831 |
| | 実数 | 52 | 22 | 18 | 27 | 13 | 15 | 25 | 15 | 13 | 12 | 2 | 7 | 221 |
| | 延数 | 116 | 140 | 152 | 203 | 111 | 154 | 200 | 243 | 194 | 133 | 136 | 177 | 1959 |
| 2022 | 当該月来談者 | 67 | 75 | 91 | 81 | 52 | 64 | 88 | 91 | 95 | 80 | 64 | 79 | 927 |
| | 実数 | 67 | 29 | 34 | 21 | 9 | 11 | 22 | 23 | 20 | 5 | 4 | 15 | 260 |
| | 延数 | 132 | 151 | 231 | 177 | 99 | 139 | 205 | 208 | 200 | 156 | 131 | 191 | 2020 |
| 2023 | 当該月来談者 | 89 | 101 | 113 | 102 | 65 | 75 | 109 | 97 | 87 | 86 | 76 | 73 | 1073 |
| | 実数 | 89 | 43 | 42 | 20 | 5 | 8 | 29 | 14 | 11 | 8 | 13 | 11 | 293 |
| | 延数 | 186 | 234 | 257 | 221 | 122 | 172 | 251 | 221 | 186 | 164 | 151 | 157 | 2322 |
| 2024 | 当該月来談者 | 83 | 96 | 105 | 94 | 54 | 84 | 92 | 94 | 81 | 78 | 63 | 64 | 988 |
| | 実数 | 83 | 41 | 32 | 20 | 5 | 20 | 23 | 20 | 14 | 9 | 8 | 12 | 287 |
| | 延数 | 189 | 223 | 229 | 207 | 78 | 172 | 242 | 202 | 190 | 151 | 117 | 141 | 2141 |

表7. 月別相談件数（2021～2024年度）からわかるように、年間を通して、学生相談室への来談学生が多かったのがわかる。

4月、5月には前年度から継続中の学生が多く相談し、新規の相談も多くなった。来談学生の多さのピークの1回目が6月、2回目のピークが10月であることも前年度と同様であった。

表8. 2023年度の各キャンパスの月別相談件数

| | 月 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 1 | 2 | 3 | 計 |
|-----|--------|-----|-----|-----|-----|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|
| 安威 | 当該月来談者 | 50 | 62 | 65 | 58 | 33 | 57 | 63 | 60 | 58 | 47 | 42 | 40 | 635 |
| | 実数 | 46 | 24 | 19 | 11 | 4 | 15 | 12 | 9 | 11 | 4 | 6 | 1 | 162 |
| | 延数 | 123 | 138 | 137 | 129 | 47 | 113 | 162 | 130 | 123 | 96 | 75 | 74 | 1347 |
| 総持寺 | 当該月来談者 | 39 | 43 | 42 | 39 | 24 | 36 | 36 | 38 | 32 | 32 | 23 | 33 | 417 |
| | 実数 | 37 | 17 | 13 | 9 | 1 | 5 | 11 | 11 | 3 | 5 | 2 | 11 | 125 |
| | 延数 | 66 | 85 | 92 | 78 | 31 | 59 | 80 | 72 | 67 | 55 | 42 | 67 | 794 |
| 計 | 当該月来談者 | 83 | 96 | 105 | 94 | 54 | 84 | 92 | 94 | 81 | 78 | 63 | 64 | 988 |
| | 実数 | 83 | 41 | 32 | 20 | 5 | 20 | 23 | 20 | 14 | 9 | 8 | 12 | 287 |
| | 延数 | 189 | 223 | 229 | 207 | 78 | 172 | 242 | 202 | 190 | 151 | 117 | 141 | 2141 |

キャンパスごとの特徴を比較すると（表8参照）、相談件数が実数、延数ともに、安威キャン

ンパスでの相談が総持寺キャンパスの約1.5～2倍となっている。

2024年度は、安威キャンパスと総持寺キャンパスの学生数が、ほぼ同数であることを考えると、安威キャンパスの相談件数が割合的に多くなっている。

このキャンパス間の相談件数の違いは、各キャンパスに収容されている学部や学年の影響があるだろう。総持寺キャンパスは1年生が多く、入学時からの1年間では学生相談室の存在を認識する機会が少ない可能性もあるだろう。

(5) 遠隔相談について

コロナ感染拡大防止対策のため、対面での相談を制限された2020年1月末から、遠隔相談（電話相談、オンライン相談）の実施を導入した。

2019年度以降の相談形態による相談件数をまとめたものが表9である。

表.9 年度別の形態別の相談件数

| 相談形態／年度 | 2019 | 2020 | 2021 | 2022 | 2023 | 2024 |
|---------|------|------|------|------|------|------|
| 面接 | 1511 | 691 | 1289 | 1463 | 1825 | 1571 |
| 電話 | 156 | 589 | 472 | 336 | 342 | 293 |
| WEB | 0 | 49 | 112 | 173 | 119 | 156 |
| MAIL | 67 | 35 | 86 | 48 | 36 | 121 |
| 総数 | 1734 | 1364 | 1959 | 2020 | 2322 | 2141 |

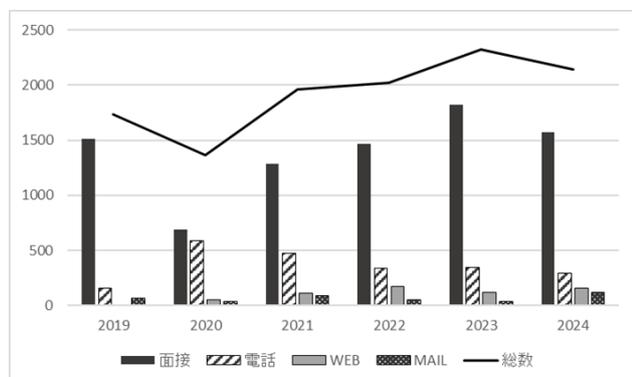


図2. 年度別の形態別の相談件数

2019年度1月より、コロナ感染拡大防止のため、

大学への学生の入構が禁止となり、ほぼすべての相談が、急遽電話相談に変更された。そのため、電話相談件数が、1～3月の間は急激に増加し、2019年度の電話相談も、例年よりは大幅に増加した。

2020年度も希望する学生には電話相談を受けの方針が継続されたため、電話相談の件数が大幅に増加したが、一方で対面の相談を希望する学生も戻ってきた。2021年度はさらに対面相談が増え、電話相談は徐々に減少した。しかし、2023年度も電話相談は比較的多くなされており、コロナ前のように戻っていない状態である。

2020年度の5月から開始したWEB相談（オンライン面接）についても、じわじわと増加し、2023年度に入って初めて減少したが、Wi-Fiの環境であれば無料で使用できることや、簡単に資料を共有できるため電話相談よりも便利な部分もあり、一定の利用者がいる。

「MAIL」は、メール相談のことである。原則メール相談は行っておらず、遠隔相談が導入されてからもメール相談は行っていない。ただ、学生や教職員とのやり取りにおいて、テレワーク（在宅勤務）の影響もあり、メールやメッセージ機能でのやり取りを行わざるをえないことも比較的多かった。それらを「MAIL」として計上した。

2020年度は、約5割が遠隔相談になっていたことがわかる。特に2020年度の前期はほとんどが電話相談であった。また、2023年度までは電話料金の負担が学生にかからないよう、学生相談室から電話をかけなおす設定であった。社会状況、電話相談の件数などを鑑み、この体制は、2023年度で終え、2024年度からは従来通り、対面相談を基軸として、電話相談を希望する方には、自ら電話をかけて頂くという方針になった。

電話相談は、面接やWEB相談のように相談時にカウンセラーに自分の姿を見られることがな

いため、相談時の自分の姿や服装、背景、姿勢などを気にしなくてよいことが考えられ、来学が難しいという理由だけでなく、見られることに敏感な対人緊張の強い学生が比較的多く希望しているのではないかと考えられる。

また、オンライン相談（WEB）はWi-Fi環境や通信の容量さえあれば、費用的な負担がなく行えることと、互いに顔や姿を確認しながら対話ができるという面でのメリットがあり、最初は対面での面接を可能な限り設定するが、WEB相談希望に対しては必要に応じて対応している。

（6）回数別利用状況

2024年度の回数別利用状況を見てみると、下の表10のようになった。

2024年度は、例年と同じく、（年度内は）相談回数が1回で終える相談者（学生、保護者、教員・職員）の数が3割ほどで、1回から3回までの相談者を合算すると165名となり約半数になる。年度途中から相談が始まると、回数が多くならないので、一概には言えないが、例年よりやや相談回数を重ねる人が少なくなっている印象がある。

タイパ（タイムパフォーマンス）を気にする最近の若者にとって、相談に何回も訪れることは高いモチベーションが必要になるのかもしれない。

とはいえ、4、5回以上相談室を使用する相談者もまだまだ多く、困りごとが一段落するまでカウンセラーと相談を続けており、学生相談室の相談員が、学生の生活に伴走していることがわかる。

ほぼ休まず週1回相談しても、年間50回までになるはずだが、51回を越えて相談しているケースがいくつかある。学生が心理緊急的な状態であれば、イレギュラーに対応することがあるため、そのような学生がいたのだということがわかる。また、複数のカウンセラーで対応するなど、学生相談室全体で抱えているケースもある。

さまざまな障がい学生について、学習支援や生活支援的な部分も相談の中で出てきた際に、学生の困りごとにひとつひとつ共感的に寄り添いながら、可能な時は必要な情報を提供したり、他部署や教員に連絡をとったりするなどしながら、学生に伴走している。今後、障がい学生支援体制を整えていく中で、そのような支援について、どこの誰が担っていくのかも検討し、全学的に構築していかなければならないと思われる。

表10. 回数別利用状況（名）

| 回数 | 1 | 2 | 3 | 4～5 | 6～10 | 11～20 | 21～30 | 31～40 | 41～50 | 51～60 | 61～70 | 71～80 | 計 |
|------|----|----|----|-----|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-----|
| 2020 | 48 | 21 | 6 | 13 | 22 | 18 | 8 | 10 | 2 | 2 | 0 | 0 | 150 |
| 2021 | 57 | 36 | 15 | 25 | 30 | 25 | 17 | 9 | 5 | 1 | 1 | 1 | 222 |
| 2022 | 93 | 38 | 19 | 22 | 20 | 39 | 14 | 7 | 8 | 0 | 0 | 0 | 260 |
| 2023 | 93 | 44 | 24 | 22 | 33 | 43 | 17 | 11 | 5 | 1 | 0 | 0 | 293 |
| 2024 | 96 | 44 | 25 | 26 | 30 | 31 | 16 | 11 | 3 | 2 | 0 | 0 | 284 |

(7) 学年別相談状況

過去4年の学年別に相談件数をまとめたものが表11である。「その他」には保護者、教職員が含まれている。

2024年度は、一番相談が多かった学年は2年生で54名となっている。2023年度の卒業であった学年はコロナ禍の始まった年の4月に入学してきており、他の年代よりも相談者が多かった(2023年度4年生70名)。2024年度の在学生の多くはコロナを高校自体に経験した学生たちである。どのような相談項目が多かったかは次節で述べる。

表11. 学年別相談者数

| 学年 | 年度 | 2021 | % | 2022 | % | 2023 | % | 2024 | % |
|------|----|------|-------|------|-------|------|-------|------|-------|
| | | 1年生 | 実数 | 23 | 10.4 | 35 | 13.5 | 54 | 18.4 |
| | 延数 | 189 | 9.6 | 215 | 10.6 | 395 | 17.0 | 244 | 11.4 |
| 2年生 | 実数 | 32 | 14.5 | 34 | 13.1 | 39 | 13.3 | 54 | 18.8 |
| | 延数 | 257 | 13.1 | 298 | 14.8 | 270 | 11.6 | 613 | 28.6 |
| 3年生 | 実数 | 40 | 18.1 | 64 | 24.6 | 42 | 14.3 | 39 | 13.6 |
| | 延数 | 390 | 19.9 | 616 | 30.5 | 429 | 18.5 | 312 | 14.6 |
| 4年生 | 実数 | 38 | 17.2 | 50 | 19.2 | 70 | 23.9 | 40 | 13.9 |
| | 延数 | 577 | 29.5 | 632 | 31.3 | 875 | 37.7 | 494 | 23.1 |
| 院 生 | 実数 | 6 | 2.7 | 2 | 0.8 | 9 | 3.1 | 8 | 2.8 |
| | 延数 | 87 | 4.4 | 28 | 1.4 | 49 | 2.1 | 63 | 2.9 |
| その他※ | 実数 | 82 | 37.1 | 75 | 28.8 | 79 | 27.0 | 103 | 35.9 |
| | 延数 | 459 | 23.4 | 231 | 11.4 | 304 | 13.1 | 415 | 19.4 |
| 計 | 実数 | 221 | 100.0 | 260 | 100.0 | 293 | 100.0 | 287 | 100.0 |
| | 延数 | 1959 | 100.0 | 2020 | 100.0 | 2322 | 100.0 | 2141 | 100.0 |

※保護者、卒業生、教職員、外部機関

2024年度の来談者の分布を、実数と延数それぞれについて、円グラフで図示した（図3-1、図3-2参照）。表11で「その他」となっていた保証人（グラフ上は「保護者」と記載）、教職員、卒業生、外部機関を分けて示した。実数について、保証人は約40名、教職員は約60名であった。学生だけではなく、その関係者や支援に関わる人とも相談を行って、学生の支援にあたる人が多いことがわかる。また、学生を支える人への心理的支援も重要になっていると言えるだろう。

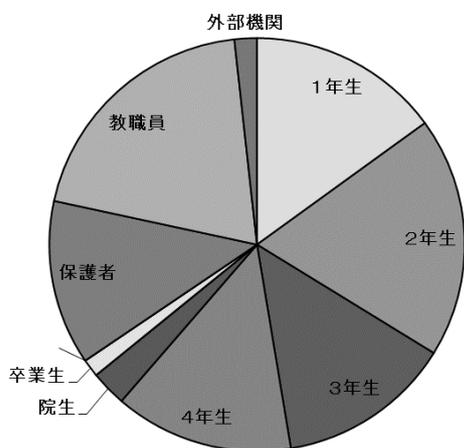


図3-1 2024年度来談者の分布（実数）

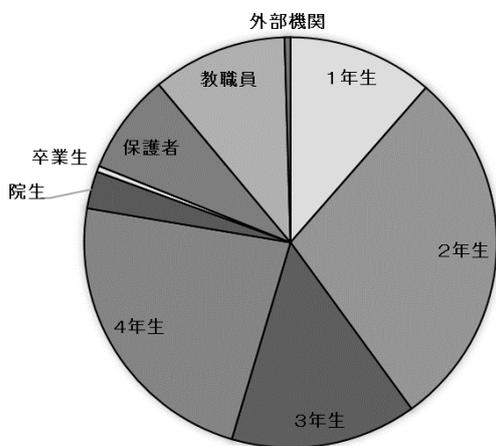


図3-2 2023年度来談者の分布（延数）

（8）学年別相談領域・項目別来談件数

表12は、学年や相談者別に、延数について相談領域と項目ごとに分けて示したものである。

前節で述べたように、2024年度は、実数、件数ともに、2年生の相談が一番多くなっている。その2年生の相談項目をみると、「精神衛生」が半分程度で一番多くなっており、次いで4分の1程度が「学業」についての相談であり、次に、ほぼ同程度で「人生思想」、「家庭」、「対人関係」について相談されている。他の学年より学業の相談が非常に多くなっている。

表 12 学年別相談領域・項目別来談件数(延数)

| | 学年 | 1年 | 2年 | 3年 | 4年 | 院生 | 保護者 | 教職員 | その他 | 総計 |
|--------|-----------|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|-----|
| 修学相談 | 学業 | 43 | 124 | 10 | 44 | 0 | 17 | 3 | 1 | 242 |
| | 課外活動 | 0 | 0 | 2 | 0 | 0 | 2 | 0 | 0 | 4 |
| | 転学・部・科 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 留年 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 1 |
| | 休・退学 | 3 | 16 | 1 | 2 | 0 | 2 | 0 | 0 | 24 |
| | 再入学 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 手続き補助 | 7 | 1 | 2 | 2 | 0 | 1 | 0 | 1 | 14 |
| | 小計 | 53 | 141 | 15 | 48 | 0 | 23 | 3 | 2 | 285 |
| | 心理相談 | 人生思想 | 11 | 41 | 72 | 39 | 21 | 0 | 0 | 0 |
| 対人関係 | | 33 | 35 | 30 | 32 | 3 | 0 | 0 | 0 | 133 |
| 性・異性関係 | | 2 | 9 | 0 | 15 | 3 | 0 | 0 | 0 | 29 |
| 家庭 | | 8 | 36 | 6 | 23 | 2 | 48 | 1 | 0 | 124 |
| 精神衛生 | | 80 | 306 | 120 | 279 | 17 | 19 | 1 | 9 | 831 |
| 性格 | | 50 | 30 | 48 | 27 | 8 | 2 | 0 | 0 | 165 |
| 性格検査 | | 1 | 0 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 |
| 能力検査 | 0 | 2 | 0 | 0 | 4 | 0 | 0 | 0 | 6 | |
| 小計 | 185 | 459 | 277 | 416 | 58 | 69 | 2 | 9 | 1475 | |
| 生活相談 | 経済 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| | 進路・就職 | 1 | 9 | 13 | 22 | 2 | 1 | 0 | 1 | 49 |
| | 住居 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| | 健康 | 0 | 3 | 4 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 8 |
| | 職業・進路適性 | 0 | 1 | 1 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 4 |
| 小計 | 1 | 15 | 18 | 24 | 3 | 1 | 0 | 1 | 63 | |
| その他 | その他 | 1 | 2 | 1 | 4 | 2 | 8 | 18 | 7 | 43 |
| | コンサルテーション | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 52 | 39 | 0 | 91 |
| | 他部署連携 | 0 | 1 | 0 | 1 | 0 | 17 | 164 | 1 | 184 |
| | 小計 | 1 | 3 | 1 | 5 | 2 | 77 | 221 | 8 | 318 |
| 総計 | 240 | 618 | 311 | 493 | 63 | 170 | 226 | 20 | 2141 | |

2024年度の2年生は精神的不調を訴える人が多いこと、また学業での困りごとを抱える人も多かったことがうかがえる。2024年度に2年生である学年については、今後も注意が必要になるかもしれない。

また2年生の次に相談件数が多い4年生も、「精神衛生」が一番多く2年生の相談の7割程度であり、次いで「学業」、「人生思想」となっている。

「精神衛生」とは、自身の気分や精神状態を主として相談されたということである。この傾向は例年続いており、学生相談室の来談学生が、精神的不調を訴えることが多いことがわかる。ただ、その背景には、対人関係や家族との関係、また自身についての不安や将来への不安などさまざまであろうと思われ、それを相談員が精神的に支えながら共に考えていくプロセスになっていると思われる。

3. ラウンジの利用

ラウンジは、居場所がなかなか見つけにくい学生や、静かに過ごすことで自分の気持ちを落ち着かせる学生に向けたフリースペースとして設置されている。スペースの関係上、安威キャンパスにしのみ設置されている。

ラウンジの利用者数は、2019年度は1100人、2020年度は120人、2021年度は176人、2022年度は458人、2023年度は419人、2024年度は379人であった。コロナ感染症防止のため2020年3月より学生の入構禁止、2020年4月から授業の全面オンラインという流れで、当然ラウンジの利用者も激減した。その後少しずつ緩和され、学生も大学に戻るにつれてラウンジも利用されたが、以前のような利用には届かなくなっている。理由としては、オンライン授業が実施され続けていることで、来学者が減っていることが大きいと思われる。また、大学の滞在時間が減

ることで、大学施設について学生が知る機会も減っていることが考えられる。

また、2019年度から本学が2キャンパスとなり、総持寺キャンパスに学部が移設されたため、今まですべての学生が安威キャンパス収容であったのに対し、総持寺キャンパスの収容学生が徐々に半数を占めるように変化した。2023年度、2024年度はラウンジ利用者数も、それに準じて変動しているようである。（安威キャンパス：約4400人、総持寺キャンパス：約4200人）

コロナ前のラウンジ利用者の約半数の学生の行方が気になる場所である。ただ、総持寺キャンパスには、1階に大きなフリースペースがあり、テーブルとチェアのセットがいくつも並んでいる。学生は空いた時間にそこを利用しているようである。また、道路を挟んだ向かいにある大型商業施設があり、そこを利用している学生もいるかもしれない。

2025年には総持寺キャンパスに新たな学舎が新設されるため、学生相談室も移設される。そこではラウンジのスペースも確保できる予定である。居場所を見つけにくい学生にとってひとつの選択肢となれるよう工夫していきたい。

4. 企画・講演会

2024年度は、山本非常勤相談員による企画『コミュニケーションUP講座』が行われた。

担当した山本悠介相談員が前章に論文として、企画報告として次章に詳細をまとめて下さった。

本学の学生数は、年々増員し、表14にあるように2024年度は約8800人である。その学生の中で、参加者数はわずかかもしれない。しかし、参加学生のひとりひとりが、自身のコミュニケーションに自信がもてず自分から関わりを作っていくことを難しく感じ、対人関係をつないでいく力を伸ばしたいと申し込んでくれたものと思われる。参加者の感想からは、このワークが

彼らの一助になったことがうかがえ、引き続き企画を実施していくことが必要だと思われる。

さまざまな必要性を持つ学生に合わせて、企画を実施していくことができれば、いろいろな学生の困りごとに個人面接とは別の角度からサポートができると考えている。そういった活動の中で、学生相談室の存在が周知され、必要に応じて学生が利用しやすくなると思われる。

表14 学生数一覧（2024年5月）

| 学部 | 学科 | 男女 | 人数 | |
|------|------|----|------|------|
| | | 男 | 女 | 合計 |
| 文 | 人文 | 男 | 331 | 610 |
| | | 女 | 279 | |
| 国際 | 国際 | 男 | 224 | 457 |
| | | 女 | 233 | |
| 国際教養 | 国際教養 | 男 | 84 | 164 |
| | | 女 | 80 | |
| | 国際日本 | 男 | 117 | 207 |
| | | 女 | 90 | |
| 心理 | 心理 | 男 | 415 | 937 |
| | | 女 | 522 | |
| 社会 | 社会 | 男 | 820 | 1446 |
| | | 女 | 626 | |
| 法 | 法律 | 男 | 307 | 464 |
| | | 女 | 157 | |
| 経済 | 経済 | 男 | 1354 | 1682 |
| | | 女 | 328 | |
| 経営 | 経営 | 男 | 1222 | 1867 |
| | | 女 | 645 | |
| 地域創造 | 地域創造 | 男 | 550 | 939 |
| | | 女 | 389 | |
| 合計 | | 男 | 5731 | 8773 |
| | | 女 | 3349 | |

| 大 学 院 | | | | | | |
|-------|-------|-----|-----|-----|--------|----|
| 研究科 | 経営・経済 | 経済学 | 経営学 | 心理学 | 現代社会文化 | 文学 |
| 人数 | 29 | | | 30 | 17 | |
| 合計 | 76 | | | | | |

総学生数 8,849人

5. 研修会・研究会

(1) 各種研修会・研究会

学生相談室の活動を充実させるためには、学生相談スタッフの研鑽、また他大学の最新情報の収集、相談体制の見直しを行うことが重要である。

2020年度以降、多くの研修・研究会が中止、あるいはオンラインでの実施となった。2024年度は活発にオンライン開催あるいは、対面開催が行われ、それに参加した。

以下、学生相談室から出席した学会・研修会と出席したスタッフの人数を記載する。

- ・日本学生相談学会第42回大会 5月25～27日
東北大学川内北キャンパス
1名出席
- ・近畿学生相談研究会（KSCA）第155回例会 6月29日
大阪電気通信大学寝屋川キャンパス
1名出席
- ・キャンパス・セクシャル・ハラスメント全国ネットワーク第30回全国集会 8月31日
広島大学霞キャンパス
1名出席
- ・近畿学生相談研究会（KSCA）第55回特別例会 10月5日
流通科学大学 1名出席
- ・第62回全国学生相談研修会 11月15日（オンライン）、23、24日
新宿NSビル
1名出席
- ・日本学生相談学会第63回学生相談セミナー
2025年3月1日（オンライン）
1名出席
- ・2024年度第1回関西学生相談研究会（NAS）
京都外国語大学 9月14日
4名出席
- ・2024年度第2回関西学生相談研究会（NAS）
甲南女子大学 2025年2月15日（土）
2名出席
- ・大学コンソーシアム京都 学生支援事業部

2024年度 第1回テーマ別研究会 8月20日
キャンパスプラザ京都

1名出席

・京都市南青少年活動センター研修会 SNS
とオンライングループミング 8月2日（オンライン）

1名出席

・学生相談室研究会

学生相談室スタッフでの研究会を8月29日（木）と、2025年2月27日（木）に開催した。

本学生相談室は、週に1日勤務の非常勤相談員が多く、普段は直接顔を合わす機会がない。そのため、学生相談室スタッフが一堂に会す研究会の場合は、貴重なものとなっています。一日を要して、学生相談室の運営や課題について共有し、意見交換や検討を行った。

（2）発行物・年報について

・『学生相談室のしおり』

前年度3月に発行し、新入生や他の学生が、学生相談室の場所や開室時間など、利用について簡単に把握できるようにしている。新入生にはオリエンテーションにて配布し、4月から困ることがあれば、学生相談室を利用できるようにと考えている。

・『ご家族のためのガイドブック』

保証人のための小冊子である。2024年4月に発行した。冊子には、さまざまな学生生活にまつわる部署ごとの情報と、保証人からよくある質問についてQ&A方式で答える形式の内容である。

近年本学では、ペーパーレス化を進める動きが強く推し進められている。そのため、このような広報誌もペーパーレス化推進の対象となっている。『ご家族のためのガイドブック』もその対象である。そこで、ご家族の要

望を確認するために新入生の保証人を対象に、アンケートを取ったところ、その80%以上がホームページ掲載ではなく、冊子として手元に置いておきたいとの回答であった。学生相談室としても案内やメッセージは対象者が目にするのが一番重要である。冊子という形にして郵送することで、気軽に目にする機会を得るという利点がある。保証人の世代によっては、今後変化する可能性もあるため、大学の方針を踏まえつつ、学生相談室の活動を周知していく方法を考案していきたい。

・「学生相談室だより」

学生相談室の広報誌として発行している。2024年4月（No.106）、6月（No.107）、10月（No.108）と3回発行した。これは、学内の教職員、学生のすべての目に触れてもよいように書かれたもので、学生相談室のホームページでも掲載している。内容は、各相談員の自己紹介や、学生相談室の場所などの案内、さらに教職員から年に数名ずつ学生に向けてのメッセージのような文章を書いて頂くようお願いしている。この広報によって、学生にとって広大な大学のイメージが、一つの組織ではありながら、その中にひとりひとりの人がいるという感覚や、このような人が働いて、同じ場に過ごしているという感覚を持ってもらえたらと思っている。このような感覚が、いざというときに、学内（あるいは学生相談室）の誰かに相談しようという気持ちにつながってくれたらと考えている。

・『学生相談室年報 34号』

2024年12月に発行した。学生相談室の前年度の相談実績、学生相談室の活動（グループワークなどを含む）の実績と報告書、相談員からの論文寄稿といった内容で、編成され、学生相談室の重要な活動記録となっている。

企画報告書

非常勤相談員 山本 悠介

目的：コミュニケーション能力向上を図るグループワークをおこない、参加者同士の交流及び、対人関係の不安や抵抗の低減を目指す。

日時： 2024年5月17日（金）
11:30～12:30
2024年11月29日（金）
11:30～13:00

広報：学生へのメール連絡
大学アプリによる告知
大学構内にチラシ掲載
デジタルサイネージに動画を掲載教員に
チラシを配り授業後に告知をお願いする。
大学アカウントのSNSによる告知

参加人数：第1回7名
第2回2名

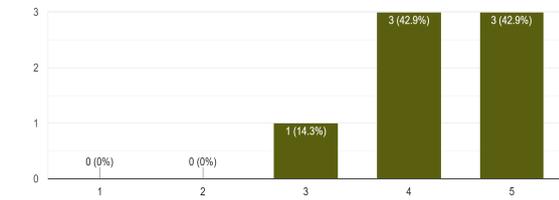
プログラム

干支で並ぼう・うほうほゲーム・100文字作文
今年の一文字で自己紹介・言葉の指示で絵を描いてみよう・協力して迷路脱出・振り返り

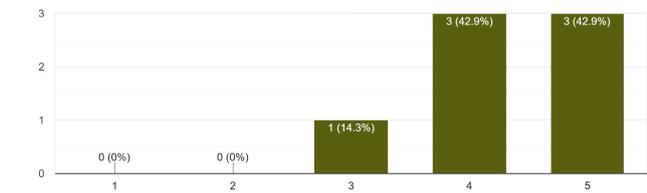


実施結果第1回実施後アンケート結果

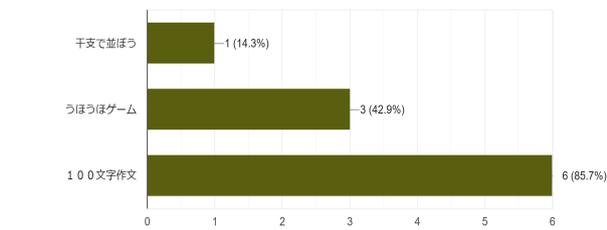
イベントにはどのくらい満足されましたか。
7件の回答



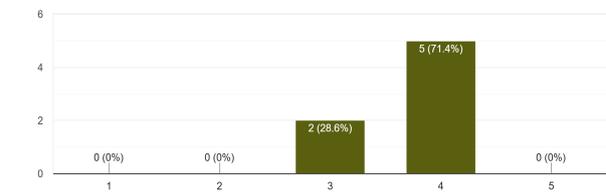
今後に役立てるといふものはありましたか
7件の回答



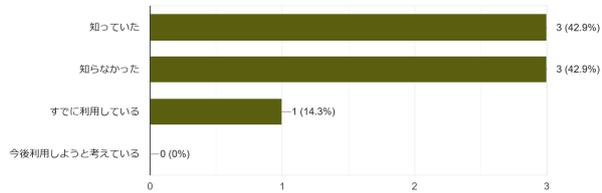
気に入ったグループワークはありましたか？
7件の回答



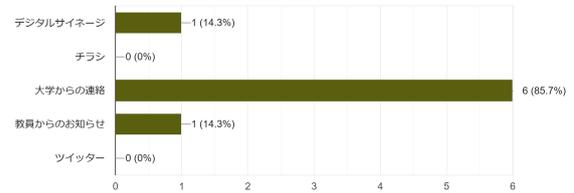
今後もこのようなグループワークのイベントがあれば参加しますか？
7件の回答



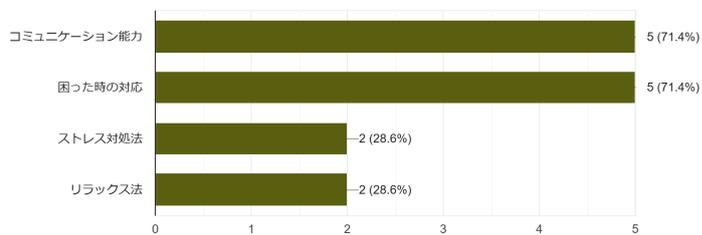
学生相談室を知っていましたか？
7件の回答



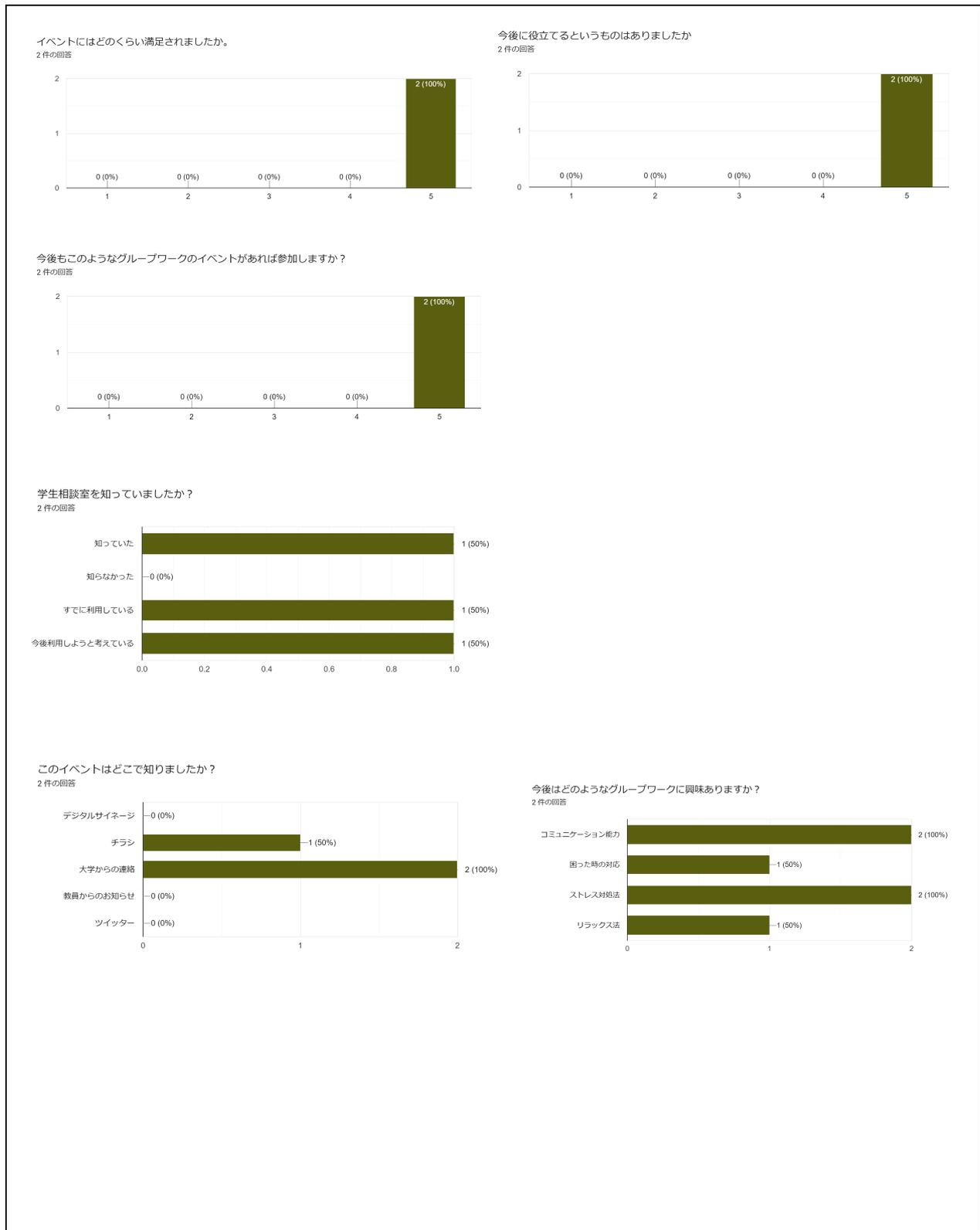
このイベントはどこで知りましたか？
7件の回答



今後はどのようなグループワークに興味ありますか？
7件の回答



第2回実施後アンケート結果



第1回の感想（4件）

- ・楽しかったです
- ・私は人と話す時に緊張して声が出にくいです。今回のグループワークで参加者の方と一緒に楽しめたのでよかったです。
- ・座学ではなく実践的な講座なので、飽きることはなかったです。素晴らしい経験でした。
- ・うほうほゲームで上手いかなかった場面があるので、もう一度開催されるようなことがあればそのことができるように頑張りたいです。

第2回の感想（1件）

- ・とても為になるものがありました。ありがとうございました。

1. 第1回の実施内容と評価

実施概要

前年度からの継続施策として、学期ごとにグループワークを実施しました。春学期は、前年度の方針を踏襲し、非言語的コミュニケーションによるアイスブレイクから開始し、その後自然な形で言語的コミュニケーションへと移行する形で進行了ました。

所感：参加者の負担が少ない、緩やかなペースでのコミュニケーションが実現でき、参加者がコミュニケーションの楽しさを実感しながら、企画を終えることができました。一方で課題として、非言語的コミュニ

ケーションワークにおいて、難易度が低すぎる場合、参加者間の交流が十分に活性化されないことが明らかになりました。

2. 第2回の実施内容と評価

実施概要

参加者が2名と少数でしたが、当初の計画通り、非言語的コミュニケーションワークを省略し、ゆっくりとしたペースでの言語的コミュニケーションに重点を置いた活動を実施しました。

所感：少人数ならではの利点を活かし、参加者同士で深い対話を実現することができました。また、これまで以上に丁寧な振り返りの時間を確保することができ、参加者が楽しみながらワークに取り組むことができました。

資 料

1. 追手門学院大学学生相談室規程
2. 追手門学院大学学生支援委員会規程
3. 学生相談室の事業・活動内容
4. 心理的緊急ケアの手順
5. 2024 年度月別相談件数集計表（実数、延数）
6. 2024 年度相談件数集計表（実数、延数）
7. 2024 年度学生相談室活動報告一覧表
8. 各種ビラ
9. 2025 年度学生相談室活動予定一覧表
10. 2024 年度学生相談室スタッフ一覧

1. 追手門学院大学学生相談室規程

(設置)

第1条 追手門学院大学(以下「大学」という。)の学生支援部に学生相談室(以下「相談室」という。)を設置する。

(目的)

第2条 相談室は、学生が当面する学生生活上の個人的問題について相談に応じ、助言することを目的とする。

(業務)

第3条 相談室は、前条の目的を達成するために、次の業務を行う。

- (1) 学生相談
- (2) 心理的な緊急事例に対するケア
- (3) 学生相談に関する研究、調査及び広報活動
- (4) メンタルヘルスの維持・増進に係る保健室との連携
- (5) その他相談室に関すること。

(組織)

第4条 相談室に、室長を置き、次の者をもって組織する。

- (1) 相談員
- (2) 相談医
- (3) 緊急ケア担当者
- (4) 事務職員

2 室長は、大学専任教員の中から、常任理事会の議を経て、学長が任命する。ただし、任期は2年とし、再任を妨げない。

3 室長が年度の途中で任命された場合は、前項の定めにかかわらず、就任した年度の翌年度の4月1日から起算して2年を経過する日までを任期とする。

4 相談員及び相談医は、学生相談に適任と認められる学内外者から室長が推薦し、学長が委嘱する。

(運営)

第5条 相談室の運営については、学生支援部委員会で協議する。

(守秘義務)

第6条 学生相談に関する個人の秘密については、これを厳守しなければならない。

附則

この規程は、昭和50年11月10日から施行する。

附則

この規程は、1995年4月1日から施行する。

附則

この規程は、2000年4月1日から施行する。

附則

この規程は、2001年4月1日から施行する。

附則

この規程は、2002年4月1日から施行する。

附則

- 1 この規程は、2014年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の際、現に室長である者は、引き続き室長として在任し、任期満了の日までその職務を執行するものとする。

附則

この規程は、2019年4月1日から施行する。

附則

この規程は、2020年4月1日から施行する。

附則

この規程は、2022年4月1日から施行する。

2. 追手門学院大学学生支援委員会規程

(目的)

第1条 追手門学院大学(以下「大学」という。)に学生生活の諸問題に関する事項について審議するため、学生支援委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の事項を審議する。

- (1) 課外活動に関する重要な事項
- (2) 学生の奨学金に関する事項
- (3) 学生の健康管理に関する事項
- (4) 学生相談室に関する基本的な事項
- (5) 学生の賞罰に関する事項
- (6) その他学生生活に関する事項

(構成)

第3条 委員会は、次の者をもって構成し、委員長は副学長をもって充てる。

- (1) 学長が指名する副学長
 - (2) 教務・学生支援部長
 - (3) 各学部の学科から選出された委員 各1名
 - (4) 学生相談室長
 - (5) 学生支援課長
 - (6) その他委員長が必要と認めた者
- 2 前項第3号の委員の任期は2年とし、再任は妨げない。
- 3 委員に欠員が生じた場合、補充委員の任期は前任者の残任期間とする。

(委員会の運営)

第4条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。ただし、委員長は議長を委員の中から指名することができる。

2 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

3 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(議事)

第5条 委員会の議事は、委員の3分の2以上が出席し、出席者の過半数の議決を要する。可否同数の場合は、委員長が決する。

2 委員長又は議長は、委員会における審議事項について、学長に報告するものとする。

(事務の所管)

第6条 委員会の事務は、学生支援課の所管とする。

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、委員会の意見を聞き、大学教育研究評議会の議を経て、学長が決定する。

附 則

- 1 この規程は、1995年4月1日から施行する。
- 2 追手門学院大学学生生活委員会規程(昭和45年6月9日制定)は、廃止する。
- 3 追手門学院大学就職委員会規程(昭和55年4月1日制定)は、廃止する。

附 則

この規程は、1999年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、2000年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2006年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2006年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、2012年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2012年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2019年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2020年4月1日から施行する。

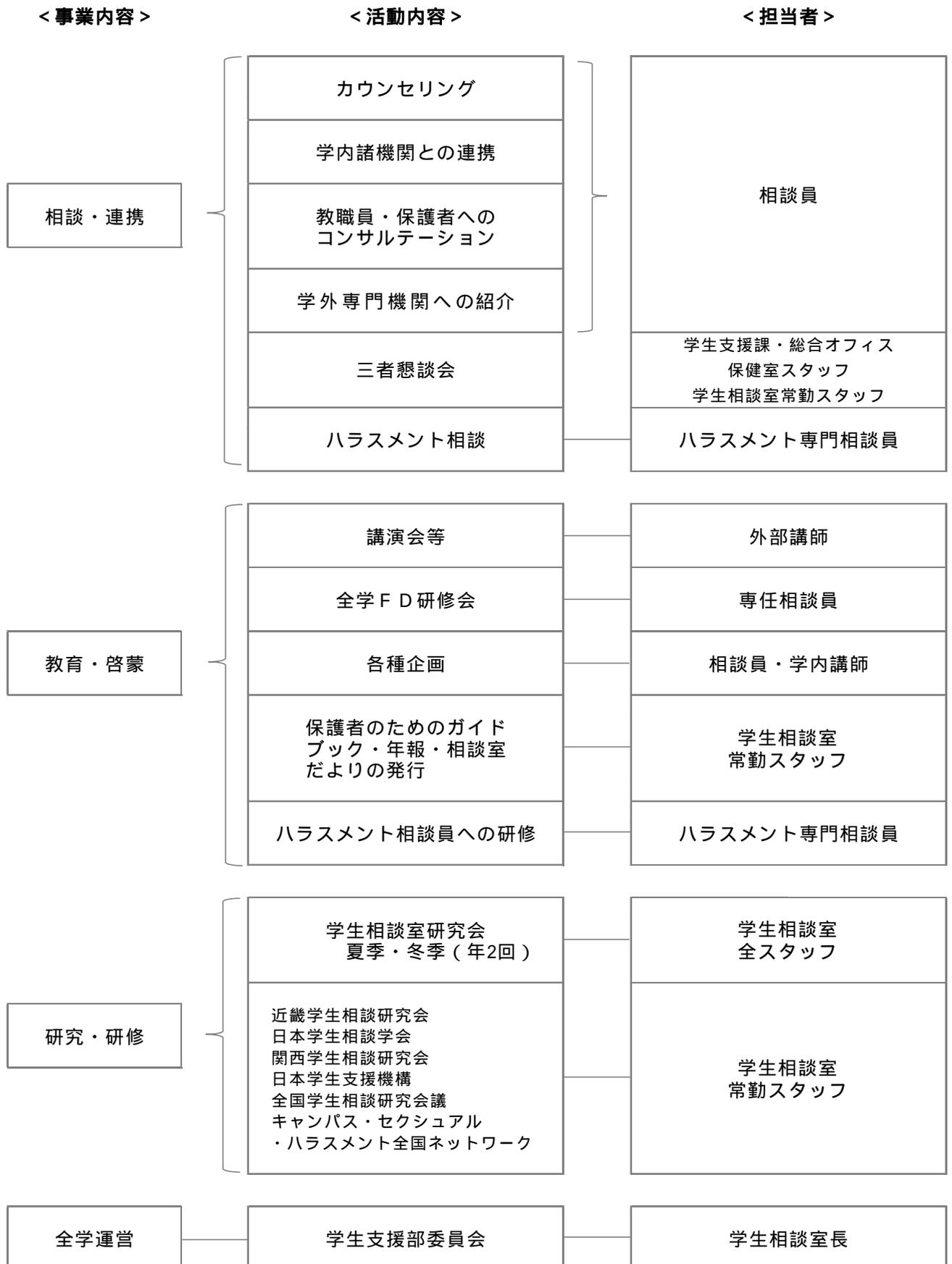
附 則

この規程は、2020年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、2022年4月1日から施行する。

3. 学生相談室の事業・活動内容



4. 心理的緊急ケアの手順

学生支援課あるいは学生相談室において、心理的緊急ケアが必要と判断されると、学生相談室の心理的緊急ケア担当（専任教員相談員）に連絡がなされます。

心理的緊急ケア担当は、それまでの経緯、必要な情報を収集し、学生に必要な対応を判断します。

心理的緊急ケアが必要な学生が心理的支援につながることが主眼です。

必要に応じて、学生支援課、保健室、教職員（ゼミ担当教員や関係他部署）、保護者等の関係者と連絡をとり、連携・協力を依頼します。連携を行う際には、状況の説明や情報共有と、学生への適切な対応についての助言を行います。関係者は、当該学生に心理的その他の支援を行います。

場合によっては、他の部署から学生本人や保護者に連絡をとってもらうこともあります。

また、必要に応じて、学外の専門機関に連絡し、学生や保護者がスムーズにつながれるようサポートします。

緊急対応によって混乱期を脱した後は、必要に応じて学生相談室でのカウンセリングなど、継続事例として対応します。

また、緊急ケアに関係する教職員や保護者と、定期的に連絡をとり、学生をとりまく関係者や環境のフォローも行います。

* 関係者には守秘義務があります。

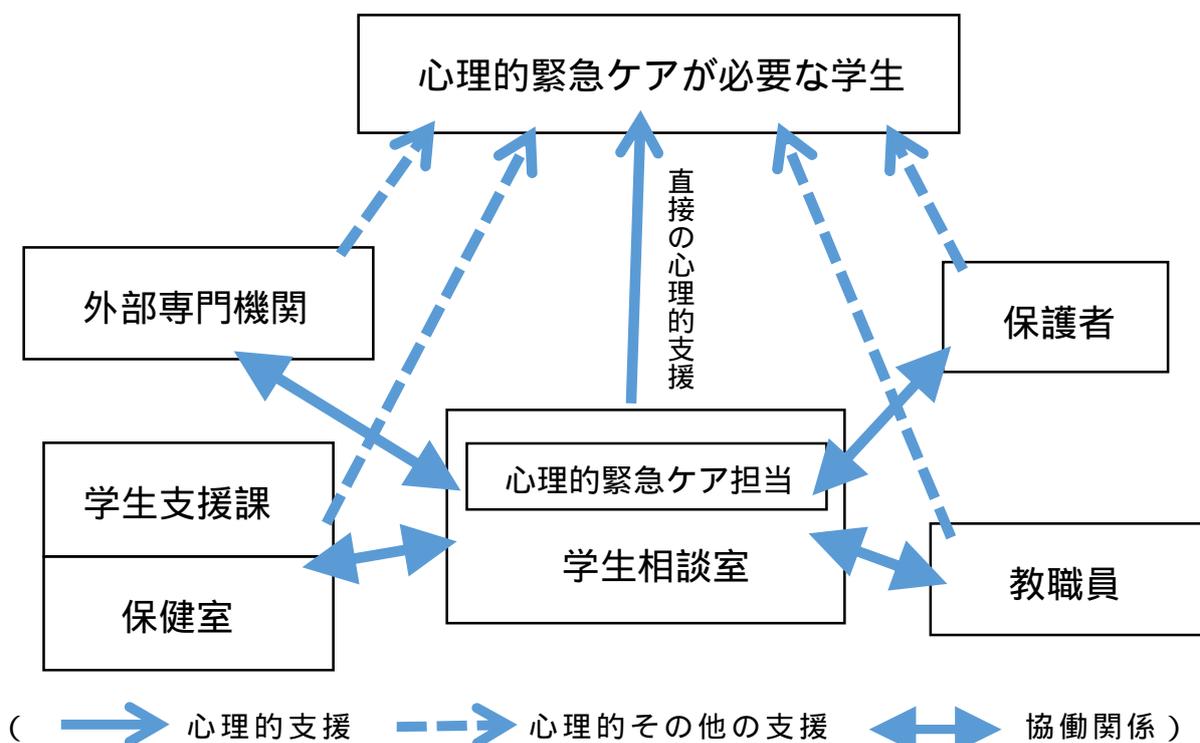


図1. 心理的緊急ケア担当と関係者（部署）との関係図

2024年度 月別相談件数集計表（実数・・・新規来談者数）

| 項目 | 月 | | | | | | | | | | | | 人数 | |
|-----------|-----------|----|----|----|----|----|----|----|----|---|---|----|-----|-----|
| | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 1 | 2 | 3 | | |
| 修学相談 | 学業 | 14 | 5 | 4 | 0 | 1 | 3 | 1 | 1 | 6 | 2 | 2 | 4 | 43 |
| | 課外活動 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 |
| | 転学・転部・転科 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 留年 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 休・退学 | 1 | 1 | 1 | 0 | 1 | 0 | 1 | 1 | 0 | 0 | 1 | 1 | 8 |
| 心理相談 | 再入学 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 手続き補助 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 5 |
| | 小計 | 16 | 6 | 5 | 1 | 2 | 5 | 4 | 4 | 6 | 2 | 3 | 5 | 59 |
| | 人生思想 | 4 | 3 | 3 | 0 | 1 | 1 | 1 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 15 |
| | 対人関係 | 6 | 2 | 2 | 1 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 12 |
| 生活相談 | 性・異性関係 | 3 | 0 | 0 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 5 |
| | 家庭 | 6 | 2 | 1 | 4 | 0 | 1 | 2 | 0 | 1 | 1 | 0 | 0 | 18 |
| | 精神衛生 | 31 | 15 | 6 | 3 | 0 | 2 | 6 | 3 | 3 | 2 | 1 | 1 | 73 |
| | 性格 | 4 | 0 | 3 | 0 | 0 | 2 | 3 | 2 | 1 | 2 | 0 | 1 | 18 |
| | 性格検査 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 能力検査 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| | 小計 | 54 | 22 | 15 | 10 | 1 | 7 | 13 | 7 | 5 | 5 | 1 | 2 | 142 |
| | 経済 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 進路就職 | 2 | 2 | 1 | 0 | 0 | 0 | 3 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 9 |
| | その他 | 住居 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 健康 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| 職業・進路適性検査 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 小計 | | 2 | 2 | 1 | 0 | 0 | 0 | 3 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 10 |
| その他 | | 0 | 0 | 2 | 3 | 2 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 4 | 1 | 14 |
| 他部署連携 | コンサルテーション | 5 | 1 | 1 | 0 | 0 | 2 | 2 | 1 | 2 | 0 | 2 | 2 | 18 |
| | 他部署連携 | 6 | 10 | 8 | 6 | 0 | 5 | 1 | 5 | 1 | 0 | 0 | 2 | 44 |
| | 小計 | 11 | 11 | 11 | 9 | 2 | 8 | 3 | 7 | 3 | 2 | 4 | 5 | 76 |
| 計 | 83 | 41 | 32 | 20 | 5 | 20 | 23 | 20 | 14 | 9 | 8 | 12 | 287 | |

2024年度 月別相談件数集計表（延数・・・実際の面接回数）

| 項目 | 月 | | | | | | | | | | | | 人数 | |
|-----------|-----------|-----|-----|-----|-----|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|
| | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 1 | 2 | 3 | | |
| 修学相談 | 学業 | 35 | 21 | 24 | 16 | 10 | 28 | 24 | 12 | 24 | 13 | 14 | 21 | 242 |
| | 課外活動 | 0 | 0 | 0 | 2 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 4 |
| | 転学・転部・転科 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 留年 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 |
| | 休・退学 | 1 | 4 | 2 | 1 | 1 | 0 | 3 | 4 | 0 | 1 | 1 | 6 | 24 |
| | 再入学 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 手続き補助 | 3 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 3 | 3 | 1 | 1 | 0 | 1 | 14 |
| | 小計 | 39 | 26 | 26 | 20 | 11 | 30 | 30 | 19 | 25 | 15 | 15 | 29 | 285 |
| | 人生思想 | 16 | 17 | 21 | 17 | 9 | 19 | 18 | 25 | 10 | 12 | 10 | 10 | 184 |
| | 対人関係 | 14 | 11 | 11 | 9 | 8 | 11 | 18 | 15 | 12 | 6 | 8 | 10 | 133 |
| 心理相談 | 性・異性関係 | 8 | 5 | 2 | 5 | 0 | 3 | 1 | 1 | 0 | 1 | 1 | 2 | 29 |
| | 家庭 | 7 | 7 | 8 | 16 | 5 | 15 | 18 | 11 | 14 | 8 | 7 | 8 | 124 |
| | 精神衛生 | 71 | 100 | 98 | 80 | 33 | 53 | 97 | 72 | 64 | 71 | 46 | 45 | 830 |
| | 性格 | 5 | 14 | 24 | 23 | 1 | 8 | 20 | 20 | 18 | 11 | 11 | 10 | 165 |
| | 性格検査 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 |
| | 能力検査 | 0 | 1 | 1 | 3 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 6 |
| | 小計 | 121 | 156 | 165 | 153 | 56 | 110 | 172 | 146 | 118 | 109 | 83 | 85 | 1474 |
| | 経済 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 2 |
| | 進路就職 | 5 | 4 | 6 | 5 | 2 | 0 | 3 | 2 | 2 | 7 | 7 | 6 | 49 |
| | 生活相談 | 住居 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 健康 | | 1 | 0 | 2 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 | 2 | 0 | 0 | 1 | 8 |
| 職業・進路適性検査 | | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 0 | 4 |
| 小計 | | 7 | 4 | 9 | 6 | 2 | 1 | 3 | 3 | 4 | 8 | 9 | 8 | 64 |
| その他 | その他 | 1 | 1 | 4 | 7 | 7 | 2 | 9 | 4 | 1 | 0 | 3 | 4 | 43 |
| | コンサルテーション | 9 | 3 | 6 | 6 | 1 | 10 | 15 | 10 | 12 | 6 | 7 | 6 | 91 |
| | 他部署連携 | 12 | 33 | 19 | 15 | 1 | 19 | 13 | 20 | 30 | 13 | 0 | 9 | 184 |
| | 小計 | 22 | 37 | 29 | 28 | 9 | 31 | 37 | 34 | 43 | 19 | 10 | 19 | 318 |
| | 計 | 189 | 223 | 229 | 207 | 78 | 172 | 242 | 202 | 190 | 151 | 117 | 141 | 2141 |

2024年度 学生相談室活動報告一覧表

2024年度相談件数集計表(延数)

| | 学業 | 男 | 女 | その他 | 総計 |
|------|--------------------|------|------|-----|------|
| 修学相談 | 学業 | 180 | 57 | 5 | 242 |
| | 課外活動 | 1 | 3 | 0 | 4 |
| | 転学・部・科 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 留年 | 0 | 1 | 0 | 1 |
| | 休・退学 | 18 | 6 | 0 | 24 |
| | 再入学 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 手続き補助 | 11 | 3 | 0 | 14 |
| | 小計 | 210 | 70 | 5 | 285 |
| | 人生思想 | 99 | 84 | 1 | 184 |
| | 対人関係 | 64 | 69 | 0 | 133 |
| 心理相談 | 性・異性関係 | 10 | 13 | 6 | 29 |
| | 家庭 | 46 | 75 | 3 | 124 |
| | 精神衛生 | 328 | 497 | 6 | 831 |
| | 性格 | 65 | 89 | 11 | 165 |
| | 性格検査 | 2 | 0 | 1 | 3 |
| | 能力検査 | 6 | 0 | 0 | 6 |
| | 小計 | 620 | 827 | 28 | 1475 |
| | 経済 | 0 | 1 | 0 | 1 |
| | 進路・就職 | 19 | 29 | 1 | 49 |
| | 住居 | 1 | 0 | 0 | 1 |
| 生活相談 | 健康 | 4 | 4 | 0 | 8 |
| | 職業・進路 適性検査 | 3 | 1 | 0 | 4 |
| | 小計 | 27 | 35 | 1 | 63 |
| | その他 | 20 | 23 | 0 | 43 |
| | コンサルテーション 他部署連携 | 35 | 56 | 0 | 91 |
| その他 | 小計 | 135 | 49 | 0 | 184 |
| | 小計 | 190 | 128 | 0 | 318 |
| | 計 | 1047 | 1060 | 34 | 2141 |

2024年度相談件数集計表(実数)

| | 学業 | 男 | 女 | その他 | 総計 |
|------|--------------------|-----|-----|-----|-----|
| 修学相談 | 学業 | 28 | 16 | 0 | 44 |
| | 課外活動 | 1 | 2 | 0 | 3 |
| | 転学・部・科 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 留年 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 休・退学 | 4 | 3 | 0 | 7 |
| | 再入学 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 手続き補助 | 3 | 2 | 0 | 5 |
| | 小計 | 36 | 23 | 0 | 59 |
| | 人生思想 | 6 | 8 | 1 | 15 |
| | 対人関係 | 8 | 4 | 0 | 12 |
| 心理相談 | 性・異性関係 | 1 | 3 | 1 | 5 |
| | 家庭 | 3 | 15 | 0 | 18 |
| | 精神衛生 | 26 | 46 | 1 | 73 |
| | 性格 | 7 | 10 | 1 | 18 |
| | 性格検査 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 能力検査 | 1 | 0 | 0 | 1 |
| | 小計 | 52 | 86 | 4 | 142 |
| | 経済 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 進路・就職 | 3 | 6 | 0 | 9 |
| | 住居 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 生活相談 | 健康 | 1 | 0 | 0 | 1 |
| | 職業・進路 適性検査 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 小計 | 4 | 6 | 0 | 10 |
| | その他 | 5 | 9 | 0 | 14 |
| | コンサルテーション 他部署連携 | 6 | 12 | 0 | 18 |
| その他 | 小計 | 29 | 15 | 0 | 44 |
| | 小計 | 40 | 36 | 0 | 76 |
| | 計 | 132 | 151 | 4 | 287 |

| 項目 月 | 開室日 / 閉室日 | 講演会・企画他 | 研修・研究会 | 学生相談室だより・年報の発行 | 大学行事・その他 |
|---------|---|------------------|--|--|--|
| 4月 | 4月1日(月)～3月31日(月) 月曜日～金曜日 閉室 大学授業日は基本開室 | | | 1日(月)「大学生の心の理解と『育て上げ』への配慮 ―家族のためのガイドブック―」 1日(月)「学生相談室だより」No.103 | 4日(木)入学式 |
| 5月 | | 17日(金)グループ企画 | 25日(土)～27日(月) 日本学生相談学会第42回大会 | | 29日(水)開院記念日 |
| 6月 | | | 29日(土) 近畿学生相談研究会(KSCA) 第155回例会・定期総会 | 1日(木)「学生相談室だより」No.104 | |
| 7月 | | | | | 15日(月)春学期授業終了 16日(火)～9月30日(月) 夏期休業 |
| 8月 | ・8月12日(月)～18日(日) 夏季一斉休暇のため閉室 8月7日(水)～8月9日(金) は計画有休 | 29日(木)学生相談室主催研究会 | 2日(金) 公益財団法人京都府ユースサービス協会 SNSとオンライングループミーティング(ZOOM) 20日(火) 公益財団法人大学コンソーシアム京都 2024年度 第1回 テーマ別研修会 31日(土) キャンパス・セクシャル・ハラスメント 全国ネットワーク 第30回全国集会(ハイブリッド) | | |
| 9月 | | | 14日(土) 2024年度 第1回関西学生相談研究会(NAS研) | 「学生相談室年報」第34号 | |
| 10月 | | | 5日(土) 近畿学生相談研究会(KSCA) 第55回特別例会 6日(日) 第62回学生相談セミナー 事例検討を中心とする1Day名古屋研修会 | 1日(火)「学生相談室だより」No.105 | |
| 11月 | | グループ企画 | 11月15日(金)特別講義および小講義(オンライン) 11月23日(土)～24日(日)分科会(対面) 第62回全国学生相談研修会 | | 3日(日)～4日(月) 大学祭 |
| 12月 | ・12月29日(日)～1月5日(日) 冬期休暇のため閉室 12/26(木)～12/27(金) は計画有休 | | | | 12月25日(水)～1月5日(日) 冬期休業 |
| 1月 | | | | | |
| 2月 | | 学生相談室主催研究会 | 2024年度 第2回関西学生相談研究会(NAS研) | | |
| 3月 | | | 日本学生相談学会第63回学生相談セミナー | 2025年度「学生相談のしおり」 | 18日(火)学位授与式 |

学生相談室企画

コミュニケーション力UP講座

参加者募集！

ゆる～いグループワークで広がる交流の輪

- ・大学での人付き合いが少し心配
- ・もっと友達ができたらいいなあ～
- ・グループディスカッションのコツをつかみたい
- ・発表や面接で緊張しやすい

こんなことを感じている人は、
ゆる～いグループワークを通して練習してみませんか？



参加について

- ・日時： 5月17日(金) 11:30～13:00
- ・会場：総持寺キャンパス A451教室
- ・申し込み方法：メールまたは電話から応募ください。
QRコードからメールができます。

メールの場合、件名「GW申し込み」本文には「①氏名②学籍番号③学部④学科⑤学年」をご記入の上、送ってください。

申し込み期限は 5月15日(水) まで



講師：山本 悠介
総持寺キャンパス 金曜日担当 相談員
楽しくてゆる～いグループワークを考えています。
みなさんの参加をこころよりお待ちしております。

追手門学院大学
総持寺キャンパス
学生相談室

お申込み/お問い合わせ

072-697-8195
sodan-sojiji@otemon.ac.jp



ゆる〜いグループワークで
コミュニケーションが上手くなるかも



学生相談室企画

コミュニケーション力UP 講座

開催日時

2024.11.29 **金**

11:30~13:00

開催場所

総持寺キャンパス A391教室

参加方法

メールまたは電話から応募ください。QRコードからメールができます。

メールの場合、件名「GW申し込み」本文には「①氏名②学籍番号③学部④学科 ⑤学年」をご記入の上、送ってください。

参加者
大募集

ゆる〜く広がる交流を感じてみよう

- 大学での人付き合いが少し心配
- もっと友達ができたらいいなあ〜
- グループディスカッションのコツをつかみたい
- 発表や面接で緊張しやすい

↑こんなことを感じていたら、ぜひ参加してください。



読み込んだら
「メール作成画面はこちら」をタップしてね

2025年度 学生相談室活動予定一覧表

| 項目 月 | 閉室日/閉室日 | 講演会・企画他 | 研修・研究会 | 学生相談室だより・年報の発行 | 大行事・その他 |
|---------|---|------------------|---|--|--|
| 4月 | 4月1日(月)～3月31日(月) 月曜日～金曜日 閉室 大学授業日は基本閉室 | | | 1日(月)「大学生の心の理解と『育て上げ』への 配慮 ―家族のためのガイドブック―」 1日(月)「学生相談室だより」No.107 | 6日(日)入学式 |
| 5月 | | | 10日(日)～12日(月) 日本学生相談学会第43回大会 | | 29日(木)開院記念日 |
| 6月 | | | 28日(土) 近畿学生相談研究会(KSCA) 第156回例会・定期総会 | 1日(木)「学生相談室だより」No.107 | |
| 7月 | | | | | 18日(金)春学期授業終了 22日(火)～9月30日(火) 夏期休業 |
| 8月 | ・8月9日(土)～18日(月) 夏季一斉休暇のため閉室 8月6日(水)～8月8日(金) は計画有休 | 28日(木)学生相談室主催研究会 | 30日(土) キャンパス・セクシヤル・ハラスメント 全国ネットワーク 第31回全国集会(ハイブリッド) | | |
| 9月 | | | 20日(土) 2025年度 第1回関西学生相談研究会(NAS研) | | |
| 10月 | | | 近畿学生相談研究会(KSCA) 第56回特別例会 第63回学生相談セミナー 事例検討を中心とする1Day名古屋研修会 | 「学生相談室年報」第35号 1日(火)「学生相談室だより」No.108 | |
| 11月 | | グループ企画 | 11月9日(日)特別講義および小講義(オンライン) 11月21日(金)～22日(土)分科会(対面) 第63回全国学生相談研修会 | | 1日(土)～3日(月) 大学祭 |
| 12月 | ・12月27日(土)～1月4日(日) 冬期休暇のため閉室 12/25(木)～12/26(金) は計画有休 | | | | 12月24日(水)～1月4日(日) 冬期休業 |
| 1月 | | | | | |
| 2月 | | 学生相談室主催研究会 | 2025年度 第2回関西学生相談研究会(NAS研) | | |
| 3月 | | | 日本学生相談学会第64回学生相談セミナー | 2026年度「学生相談のしおり」 | 17日(火)学位授与式 |

< 2024 年度 学生相談室スタッフ一覧 >

| | |
|--------|-----------------------|
| 学生相談室長 | 櫻井 鼓 (心理学部心理学科教授) |
| 相談員 | 荒木 浩子 (専任相談員 臨床心理士) |
| | 花浴 友利子 (非常勤相談員 臨床心理士) |
| | 河野 一紀 (非常勤相談員 臨床心理士) |
| | 高辻 優子 (非常勤相談員 臨床心理士) |
| | 山内 ひとみ (非常勤相談員 臨床心理士) |
| | 奥村 円香 (非常勤相談員 臨床心理士) |
| | 岩見 眸 (非常勤相談員 臨床心理士) |
| | 山本 悠介 (非常勤相談員 臨床心理士) |
| | 前田 聖津子 (非常勤相談員 臨床心理士) |
| | 寺尾 奏宥 (非常勤相談員 臨床心理士) |
| | 久山 光 (非常勤相談員 臨床心理士) |
| | 境 明穂 (非常勤相談員 臨床心理士) |
| | 島田 友紀 (非常勤相談員 臨床心理士) |
| | 江口 佐和子 (非常勤相談員 臨床心理士) |
| | 神谷 文子 (非常勤相談員 臨床心理士) |
| | 小山 明子 (非常勤相談員 精神科医) |
| | 杉本 志津佳 (ハラスメント相談員) |
| 受付・事務 | 乾 知恵 (派遣職員) |
| | 渡邊 美由希 (派遣職員) |
| | 細谷 真理 (派遣職員) |

